【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

令和７年（ネ受）第１１３７号　上告受理申立事件

申立人　　山縣真矢　外

相手方　　国

上告受理申立理由書

２０２６（令和８）年２月３日

最高裁判所　御中

申立人ら代理人　弁護士　上杉　崇子
弁護士　寺原真希子
ほか

申立人らは以下のとおり、貴庁に対して上告受理申立の理由について主張する。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

目次

第１　はじめに……5
　１　事案の概要……5
　２　原審の判断……5
第２　上告受理申立理由の要旨……6
　１　原判決の判断の誤り……6
　２　第３以降の叙述の順序……7
第３　立法不作為の国家賠償法上の違法性の判断基準……8
　１　立法不作為の国家賠償法上の違法性が認められるための要件……8
　２　Ⓐ違憲の明白性の解釈……9
　　(1)　国会にとって何が明白である必要があるか……9
　　(2)　先行する最高裁の判断の要否……10
　３　Ⓑ長期間の懈怠の要件の解釈……11
第４　Ⓐ違憲の明白性要件の充足とその時期……13
　１　Ⓐ違憲の明白性要件が満たされることを基礎づける重要な事実……13
　２　違憲の明白性が認められる時点……24
　　(1)　２００８年……25
　　(2)　２０１９年６月……26
　　(3)　２０２３年６月……28
　　(4)　２０２３年６月以降本件の口頭弁論終結日までの一定の時点……30
　　(5)　小括……32
第５　Ⓑ長期間の懈怠要件の充足について……32
　１　２００８年……32
　２　２０１９年６月、２０２３年６月、２０２３年６月以降本件口頭弁論終結日までの一定の時点……33

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

(1)　侵害される権利・利益の性質及びその程度の重大性、救済の緊急性....33

(2)　立法対応を困難とする特別な事情の不存在等....34

(3)　まとめ....38

5　小括....39

第６　結語....39

附　属　書　類....40

別紙　国会の認識....41

１　２０１９年２月の本件関連訴訟提訴以前....41

1.1　２０１５年　国会での質疑の実質的な開始....41

1.2　２０１８年４月　日本国憲法下での同性婚に関する質問主意書....42

２　２０１９年２月の本件関連訴訟提訴時から２０２１年３月の札幌地裁判決まで....43

2.1　２０１９年２月、３月　衆参予算委員会....43

2.2　婚姻平等法案の第１回目の提出....45

2.3　２０１９年７月　日本弁護士連合会の意見書....46

2.4　２０１９年１０月　衆議院法務委員会....46

2.5　２０２０年２月　質問主意書....52

2.6　２０２１年２月　衆議院法制局答弁....53

３　２０２１年３月の札幌地裁判決直後....57

3.1　札幌地裁判決....57

3.2　立憲民主党・社民党・日本共産党....58

3.3　その他の政党の反応....60

４　東京地裁判決（一次）からＬＧＢＴ理解増進法の成立まで....64

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

4.1　２０２２年１１月　東京地裁判決（一次）直後....64
4.2　２０２３年１月から３月....65
4.3　２０２３年３月　婚姻平等法案の第２回目の提出....68
4.4　２０２３年５月　名古屋地裁判決、同年６月　福岡地裁判決直後....68
4.5　２０２３年６月　いわゆるＬＧＢＴ理解増進法の成立....69
5　２０２４年３月　本件の第一審判決＆札幌高裁判決直後....70
5.1　参議院予算委員会....70
5.2　衆参法務委員会....71
5.3　衆議院憲法審査会....73
5.4　犯給法最高裁第３小法廷判決関連....74
6　東京高裁判決（一次）・福岡高裁判決前後....75
6.1　自民党総裁選前後....75
6.2　東京高裁判決（一次）・福岡高裁判決....75
6.3　石破総理大臣（当時）の答弁と高市政権の誕生....76

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

第１　はじめに

１　事案の概要

本件は、法律上の性別が同性となるカップル（以下「**法律上同性のカップル**」という。）に対し現行の法律婚制度の利用を認めない民法及び戸籍法の諸規定（以下「**本件諸規定**」という。）が憲法２４条１項、１４条１項及び２４条２項に違反する等の憲法違反が存在するにもかかわらず、国会が正当な理由なくこれらの憲法違反を解消するために必要となる立法措置を講じないことが国家賠償法上違法であるとして、相手方国に対し国家賠償法１条１項に基づき慰謝料の支払いを求める事案である。

本件と同様の訴訟が全国５地域（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）で提起され、本件を含め「結婚の自由をすべての人に」訴訟として知られている（以下「**「結婚の自由をすべての人に」訴訟**」又は「**本件関連訴訟**」という。）。現在、本件及び本件関連訴訟計６件が貴庁に係属している。

２　原審の判断

原審は、申立人らの控訴審における憲法違反に関し、いずれも理由がないとして退けたうえで、「人が性自認等に従った法令上の取扱いを受けることは、人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であるから、このままの状況が続けば、憲法１３条、１４条１項との関係で憲法違反の問題を生じることが避けられないが、現時点では、まずは国会内で審議が尽くされるべきであり、直ちに前記の立法不作為が前記のような国家賠償法上違法の評価を受ける場合に当たるとはいえない」として、申立人らの国家賠償法１条１項に基づく損害賠償請求を棄却した（原判決７０頁）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

第２　上告受理申立理由の要旨

１　原判決の判断の誤り

しかし、上告理由書［第二分冊］第５から第７までで述べたとおり、本件諸規定が法律上同性のカップルに対し現行の法律婚制度の利用を認めていないことは、憲法２４条１項、１４条１項及び２４条２項に違反する（以下「**主たる主張**」という。）。さらに、上告理由書［第二分冊］第８において述べたように、仮に、主たる主張が全面的には認められないとしても、現行の法令が、民法及び戸籍法において法律上異性のカップルの婚姻について規律するにとどまり、法律上同性のカップルに対し、本件三要素、すなわち、①家族（配偶者）としての身分関係の形成、②その法的身分関係に応じたふさわしい法的効果（権利義務）の集合的付与、③当該法的身分関係の国の制度による公証を中核的要素とする家族制度の利用を認める根拠規定を有していないことは、憲法１４条１項及び２４条２項に違反する（以下「**従たる主張**」という。）。

そして、本書で述べるとおり、①２００８年、②２０１９年、③２０２３年６月、④２０２３年６月以降本件の口頭弁論終結日[1]までの一定の時点のいずれかの時点において、主たる主張及び従たる主張に係る憲法違反（総称して「**本件憲法違反**」という。）は国会にとって明白であった。それにもかかわらず、正当な理由なく長期間にわたって、本件憲法違反を是正するために必要な立法措置を講じることを国会は怠っていた（以下「**本件立法不作為**」という。）のであるから、本件立法不作為は国家賠償法１条１項の適用上違法と評価され、原審は相手方に対し損害の賠償を命じる

[1] ２０２５年5月２０日である。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

判決を下さなければならなかった。ところが、原判決は上記のとおり述べて申立人らの請求を棄却したのである。

このように、原判決には国家賠償法１条１項の本件におけるあてはめにおいて看過できない重大な誤りが存在するのであるから、原判決は法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる（民事訴訟法３１８条１項）。

２　第３以降の叙述の順序

以下では、第３において、まず、立法不作為の国家賠償法上の違法性の判断基準について整理する。具体的には、判例上、Ⓐ違憲の明白性の要件及びⒷ長期間の懈怠の二つの要件が満たされなければならないこと、Ⓐ違憲の明白性の要件との関係で、本件において何が明白である必要があり、それで足りるのか、Ⓑ長期間の懈怠の要件との関係で、長期間をどう考えるべきかといった点について整理する。

そのうえで、本件の関連する事実に照らせば、Ⓐ違憲の明白性の要件（下記第４）とⒷ長期間の懈怠の要件（下記第５）の両方が満たされ、本件立法不作為は国家賠償法１条１項の適用上違法と評価されることを論じる（なお、その関連で必要となる国会の認識の詳細については別紙でまとめているので、適宜関連個所で参照されたい）。

そして、損害額について整理し、本件で損害賠償請求が認められるべきであることを述べて（下記第６）、本書を締めくくる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

第３　立法不作為の国家賠償法上の違法性の判断基準

１　立法不作為の国家賠償法上の違法性が認められるための要件

判例上[2]、国会議員の立法行為又は立法不作為が国家賠償法１条１項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題で、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきであり、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国家賠償法１条１項の適用上違法の評価を受けるものではないが、例えば、Ⓐ法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、Ⓑ国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合という２つの要件を満たす場合には、例外的に、国会の立法不作為は、同項の適用上違法の評価を受けるとされている。

すなわち、Ⓐ違憲の明白性とⒷ長期間の懈怠がある場合には、国会の立法不作為は国家賠償法１条１項の適用上、違法の評価を受ける。

なお、Ⓐ違憲の明白性に関し、「法律の規定が・・・」と記載しているが、在外日本人国民審査権確認等訴訟に係る最大判令和４年５月２５日民集７６巻４号７１１頁が「国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するための立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であ

---

[2] 過去の判例として、最一小判昭和６０年１１月２１日民集３９巻７号１５１２頁、最大判平成１７年９月１４日民集５９巻７号２０８７頁（以下「**在外日本人選挙権最高裁大法廷判決**」という。）、最大判平成２７年１２月１６日民集第６９巻８号２４２７頁（再婚禁止期間違憲最高裁大法廷判決）、最大判令和４年５月２５日民集７６巻４号７１１頁がある。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

るにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠るときは、上記の例外的な場合に当たる」と述べていることを踏まえれば、法律の規定による場合だけでなく、立法の不存在により憲法上保障され又は保護されている権利利益が合理的な理由なく制約される場合も、上記Ⓐに含まれる。

２　Ⓐ違憲の明白性の解釈

(1)　国会にとって何が明白である必要があるか

まず、Ⓐ違憲の明白性の要件との関係で、何が国会にとって明白である必要があるかを整理する。

この点、福岡高裁判決（甲Ａ８３５）は、Ⓐ違憲の明白性の要件が満たされない理由として、本件関連訴訟の各地裁判決における判断が憲法のどの条文に違反するか、違憲か違憲状態かといった点で統一されていないことを挙げる（同１７頁）。東京高裁判決（一次）（甲Ａ７１０）、名古屋高裁判決（甲Ａ９２２）、大阪高裁判決（甲Ａ９２３）も同趣旨の理由を挙げる。

しかし、上記１のとおり、過去の判例において、国会にとって明白である必要があるのは“憲法上保障・保護されている権利利益が合理的な理由なく制約されていること”や“憲法上保障・保護されている権利利益の行使の機会を確保するための何らかの立法措置をとることが必要不可欠であること”であり、判例上、憲法のどの条文に違反するのか、それが違憲なのか違憲状態なのかといった点まで統一的な判断がなされていることは要求されていない（駒村意見書（国賠法）（甲Ａ９４７）［１５頁から１９頁］）。

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

本件では、法律上同性のカップルが婚姻できず、家族としての法的保障が何らない状態に置かれていることにより、少なくとも憲法上保護される個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益が侵害されていることは、本件の第一審判決、本件関連訴訟の各地裁判決、札幌高裁判決から大阪高裁判決までの各判決が一致して認めるとおりである。

この点を踏まえれば、“憲法上保護されている個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益が合理的な理由なく制約されていること”や“上記重要な法的利益が合理的理由なく制約されているという状況を是正するために一定の立法措置をとることが必要不可欠であること”が国会にとって明白であれば、本件においてⒶ違憲の明白性の要件が満たされると判断すべきであるというのが、過去の判例にそった整理である（甲Ａ９４７［１７頁］）。

本書では、簡易な表現として“本件憲法違反が国会にとって明白である”といった表現を用いるが、その意味するところは上記の整理のとおりである。

(2)　先行する最高裁の判断の要否

ところで、東京高裁判決（一次）（甲Ａ７１０）などの高裁判決は、Ⓐ違憲の明白性の要件が満たされない理由として、最高裁の判断が未だ示されていないことを挙げる。この理屈に従うと、上級審であろうが、下級審であろうが、最高裁の先行する判断がない限り、違憲の明白性の要件が満たされると判断することはできないこととなる。しかし、これは、明らかに過去の判例に反している。

例えば、在外日本人選挙権最高裁大法廷判決の事案では、国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない在外国民の国政選挙

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

における選挙権の行使の制限の憲法適合性、立法府である国会が、在外国民が国政選挙において選挙権を行使することができるように公職選挙法を改正することを怠った立法不作為の国賠法上の違法性などが争われた。当時、在外国民の選挙権の行使の制限に関し違憲と判断した最高裁判例は存在しなかった。しかし、最高裁は、違憲の明白性の要件と長期間の懈怠の要件が満たされることを認め、上記立法不作為は国賠法１条１項の適用上違法であるとして、国に対し損害の賠償を命じた(駒村意見書（国賠法）（甲Ａ９４７）［５頁から８頁］)。令和４年大法廷判決の事案も先行する最高裁の違憲判断はなかったが、最高裁は、違憲の明白性の要件と長期間の懈怠の要件が満たされることを認め、問題となった立法不作為は国賠法１条１項の適用上違法であるとして、国に対し損害の賠償を命じた。旧優生保護法に基づく不妊手術に関し国家賠償が求められた事案に関する最大判令和６年７月３日・民集第７８巻３号３８２頁（甲Ａ８５０）も同様である（甲Ａ９４７［９頁から１０頁］）。

　このように先行する最高裁の判断がない事例において最高裁が違憲の明白性の要件が充足されることを認めた事例は複数あり、違憲の明白性の要件の判断に当たって先行する最高裁の判断がないことは明白性を否定する理由にはならないというのが、判例の正しい解釈である。よって上記各高裁判決は違憲の明白性の要件に関して、これまでの判例の解釈を誤っている。

３　Ⓑ長期間の懈怠の要件の解釈

　Ⓑ長期間の立法義務の懈怠の要件については、判例上、国会が正当な理由なく長期にわたって憲法違反を是正するために必要となる立法措置を怠る場合をいうとされている。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

しかし、これは、文字通り「長」期間の懈怠を要求しているわけではないし、一律一定の期間（例えば１０年）の渡過が必要とされるわけではないと解すべきである。そのように解さないと、立法による救済の必要性・緊急性が極めて高い事例においても、文字通りの「長」期間あるいは１０年といった一律の期間、国会が立法による救済を放置することを許容することになり、憲法が日本の最高法規であり（憲法９８条１項）、憲法９７条が「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は・・・現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と宣言した趣旨を著しく没却することになる。

Ⓑ長期間の立法義務の懈怠の要件において「正当な理由」が要求されていることからすれば、どの程度の期間が「長期間」と評価されるかは、合理的な理由なく制約されている憲法上の権利・利益の性質・重大性、救済の緊急性、法改正をすることの技術的な容易性、法改正を困難にするような特別な事情の存在、既にどの程度の準備期間があったのか、どれだけ建設的かつ実質的な議論を国会が続けてきたかといった諸事情を考慮したうえで、必要かつ合理的な期間を超えているか否かにより決定されるべきである。例えば、立法不作為に伴って生じている憲法上の権利・利益の侵害の内容・程度が重大なものである場合や、ある法制度の正当性を立法当時は支えていた立法事実が現在では根本的に変容し又は完全に失われている場合には、立法府が立法措置によって憲法上の権利・利益の侵害状況を改めるべき必要性・緊急性が高いのであるから、当然に法令の改廃を行うために“必要かつ合理的な期間”もそれに応じて短くなると解される（駒村意見書（国賠法）（甲Ａ９４７）［１９頁から２１頁］）。さらに、上記の各事情を考慮し、違憲状態をこれ以上放置することは許されないと

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

評価されるのであれば、それがたとえ１年という期間であっても「長期間の懈怠」と評価されるべきである。

このような解釈は過去の判例とも整合する。例えば、旧優生保護法のいわゆる優生保護規定に基づき不妊手術を受けた原告らが、同規定は憲法１３条、１４条に違反し、同規定に係る国会議員の立法行為が違法であるなどとして国家賠償法１条１項に基づく損害賠償請求を求めた事案において、最高裁は、優生保護規定が憲法１３条、１４条に違反すると断じるとともに、同規定の内容は、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であったから、同規定に係る国会議員の立法行為は、国家賠償法１条１項の適用上、違法の評価を受けると判示した（甲Ａ８５０［１１頁から１２頁］）。この判決では、長期間の懈怠の要件が要求されていないが、上記判示に当たって在外日本人選挙権最高裁大法廷判決が引用されており、過去の判例とも整合性がとられていることからすれば、長期間の懈怠の要否や期間の長短は、立法の内容又は立法不作為により侵害される権利・利益の重要性や侵害の態様などにより変わり、侵害される権利が憲法上重要な権利であり、侵害の態様も深刻であるといった場合には長期間の懈怠という要件の存否又はその期間の長さについて柔軟に解釈されることを前提にしていると考えられる。

第４　Ⓐ違憲の明白性要件の充足とその時期

１　Ⓐ違憲の明白性要件が満たされることを基礎づける重要な事実

申立人らは、①２００８年（下記２）、②２０１９年（下記３）、③２０２３年６月（下記４）、④２０２３年６月以降本件の口頭弁論終結日までの一定の時点（下記５）のいずれかの時点において、本件憲法違反が国会にとって明白であったと主張するものであるが、本１では、その前提と

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

してどのような事実が本件憲法違反が国会にとって明白であることを基礎づける重要な事実（以下「**明白性を基礎づける事実**」という。）として位置付けられるかを整理する。

下記のとおり、本件では、１９９７年から明白性を基礎づける事実が断続的に生じており、これらの事実の積み重ねにより、明白性が漸次増していっている。

① １９９７年9月１６日に、東京高等裁判所が「少数者である同性愛者をも視野に入れた肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されている」と判断した（甲Ａ５７）（以下「**府中青年の家事件東京高裁判決**」という。）。

② ２０００年に、オランダで同性間の婚姻を可能とするために民法が改正された（甲Ａ１０３［６６頁、６８頁］）。２００８年の時点では、５か国で婚姻が認められ（甲Ａ４４７）、登録パートナーシップ制度などを導入する国も少なくとも１１か国あった（甲Ａ１０３、甲Ａ５７０、甲Ａ５７１、甲Ａ５７２）。

③ ２０００年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、２００２年３月に同法に基づいて「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」について「その解決に資する施策の検討を行う」と明記された（人権教育・啓発に関する基本計画（甲Ａ５９０））。

④ 東京都人権施策推進指針(２０００年)に、「同性愛者をめぐるさまざまな問題」が人権問題として記載されたのをはじめ（甲Ａ８６［８頁］）、各地の自治体で、性的少数者、性的指向、性自認等に言及する条例・計画・指針等が作られていった（甲Ａ８７[２３頁]）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

⑤　２００６年１１月に、「すべての者は、性的指向または性別自認にもとづいて差別されることなく、すべての人権を享有する権利を有する（原則２）」「すべての者は、性的指向または性別自認にかかわらず、家族を形成する権利を有する（原則２４）」などとするジョグジャカルタ原則が採択された（甲Ａ４９、甲Ａ５０）。これは、１９８１年のヨーロッパ人権裁判所のダジャン対イギリス事件判決以降、国際人権法上（日本も締約国である自由権規約を含む）、性的指向及び性自認に基づく差別が許されないとの判例や解釈が積み重ねられたことを踏まえたものである。

⑥　２００８年に、日本を含む１１の国と地域、国連人権高等弁務官と２つの国際ＮＧＯによって国連ＬＧＢＴＩコアグループ（ＵＮＩＴＥＤ Ｎａｔｉｏｎｓ ＬＧＢＴＩ Ｃｏｒｅ Ｇｒｏｕｐ）が結成された（甲Ａ２７８の１、同2）。

⑦　２００８年５月、国連人権理事会による日本に対する第1回目の普遍定期審査（ＵＰＲ）において、日本は、「性的指向に基づくあらゆる人権侵害は看過できない」と発言した（甲Ａ２７４の１、同2［１１頁］）。また、日本に対し、２００８年１０月の自由権規約委員会による第5回審査の総括所見の中で、法律上同性のカップルの人権状況について懸念が示され、自由権規約２６条の解釈に沿って、公営住宅へのアクセスなどの便益に関し、事実婚状態にある法律上異性のカップルに付与されている便益と同等の便益が付与されることを確保する措置を講じるべきだとの勧告がなされた（甲Ａ１００・パラグラフ２９）。２０１４年８月の第6回審査、２０２２年１０月の第7回審査のそれぞれの総括所見などでも同様の勧告がなされた（甲Ａ１０

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

１の１、同２・パラグラフ１１、甲Ａ４２７、甲Ａ４２８・パラグラフ１０、１１）。

⑧　２００８年１２月に、第６３回国連総会が開かれ、「性的指向および性自認に関する宣言」（ＵＮ　ｄｅｃｌａｒａｔｉｏｎ　ｏｎ　ｓｅｘｕａｌ　ｏｒｉｅｎｔａｔｉｏｎ　ａｎｄ　ｇｅｎｄｅｒ　ｉｄｅｎｔｉｔｙ）と題する６６か国の共同声明が提出され、採択された（甲Ａ２７９の１、同２）。日本は同声明の原案提出国の一つとして名前を連ねた。

⑨　２０１１年６月に国連の第１７回人権理事会が開かれ、「人権、性的指向および性自認」と題する決議（Ａ/ＨＲＣ/ＲＥＳ/１７/１９）が採択され、日本は賛成票を投じた（甲Ａ３９の１、同２）。

⑩　２０１５年６月、アメリカ連邦最高裁判所が、婚姻の自由を憲法上の基本的権利であるとして、同性間の婚姻を禁ずる州法等は合衆国憲法に違反する旨の判決を下した（甲Ａ１０７、甲Ａ１０８［２１９頁から２５６頁］）。

⑪　２０１５年１１月に、東京都渋谷区及び世田谷区において法律上同性のカップルを婚姻と同様の関係と認めるパートナーシップ制度が開始された（甲Ａ９５、甲Ａ９６、甲Ａ８７［１２６頁］）。このことを受けて、国会でも、いわゆる同性婚の法制化が性的少数者の人権にかかわる問題であるという見解が示されるようになった。例えば、２０１５年４月１日の参議院予算委員会において福島みずほ議員（社民党）が、２０１８年４月の質問主意書において逢坂誠二議員（立憲民主党）が、それぞれ同性婚の法制化は人権の問題、憲法上要請されるという趣旨の意見を表明している（本書別紙１．１、１．２参照）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

⑫　２０１７年５月、台湾大法官は、法律上同性のカップルに婚姻を認めない民法の規定が憲法に違反する旨の解釈を示した（甲Ａ１０３［７３頁から７４頁］、甲Ａ１０９の１、同２）。

⑬　２０１７年７月、ドイツにおいて「同性の人のために婚姻締結の権利を導入する法律」が成立し、同年１０月１日から施行された（甲Ａ５７７［７９頁］）。２０１７年１２月末の時点で、２５か国で法律上同性のカップルに婚姻が認められ（甲Ａ４４７）、Ｇ７構成国のうち、いわゆる同性婚も婚姻と同等の登録パートナーシップ制度もない国は、日本のみとなった（甲Ａ５７２）。

⑭　２０１７年９月、日本学術会議が「個人の利益を否定するに足りる強力な国家的ないし社会的利益が存在しない限り、個人の婚姻の自由を制約することは許されない」として「婚姻の性中立化は必須であ」るとする提言を発表した（甲Ａ１２１［１１頁］）。

⑮　２０１７年１１月に、国連人権理事会が開かれ、第３回普遍的定期審査（ＵＰＲ）では、スイスとカナダの２か国が日本に対し、国レベルで法律上同性のカップルの婚姻を承認することを明示的に勧告した（甲Ａ２７６の１、同２［１３頁、１４頁、２０頁など］）。

⑯　２０１８年７月には、全国の２０の指定都市の市長による指定都市市長会が、「国は（略）パートナーシップ制度を含めた性的少数者への理解促進や自治体の取組を促進するような支援を行うことが必要」などとする、国に対する「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度の取組の強化に関する指定都市市長会要請」を全会一致で採択し、内閣府に同要請を提出した（甲Ａ９７、甲Ａ９８）。

⑰　２０１８年１０月に東京都が自身の里親の認定基準を見直したことにより、児童相談所がある６９の自治体のすべておいて、法律上同

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

性のカップルも養育里親としての認定を受けられることとなった（甲Ａ３２４、甲Ａ３２７）。

⑱　２０１９年２月に、法律上同性のカップルらが、法律上同性のカップルの婚姻を認めない現行法は憲法に違反するとして、「結婚の自由をすべての人に」訴訟が、札幌地方裁判所、東京地方裁判所、名古屋地方裁判所及び大阪地方裁判所のそれぞれで提起された。また、同年９月に、福岡地方裁判所で追加提訴がなされた。本件関連訴訟の提訴は国会でも取り上げられ、その関連で立憲民主党など複数の国会議員から同性婚の法制化は憲法の要請だとの趣旨の意見が表明された（本書別紙２．１参照）。

⑲　２０１９年６月３日に、立憲民主党、共産党及び社民党の野党３党が、法律上同性のカップルの婚姻を可能とするために必要な法整備を行い婚姻の平等を実現するための民法改正案（以下「**２０１９年婚姻平等法案**」という。）を立法府に提出した（甲Ａ８４）。同法案の提出は、いわゆる同性婚の法制化は人権の問題であり、憲法の基本原理である「個人の尊重」（憲法１３条）及び「法の下の平等」（憲法１４条）の観点から要請されるとの認識が前提となっている（本書別紙２．２参照）。なお、上記法案は審議入りもされず、廃案となっている。

⑳　２０２１年３月に、本件関連訴訟の一つについて、札幌地方裁判所が法律上同性間の婚姻を認めない民法及び戸籍法の諸規定は憲法１４条１項に違反する旨の判断を行った（甲Ａ１７１）。また、同月、本訴訟が提起された。２０２２年１１月、２０２３年５月、同年６月には、本件関連訴訟に関し、東京地方裁判所、名古屋地方裁判所、福岡地方裁判所の判決がそれぞれ下され、法律上同性のカップルが利用

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

可能な婚姻制度も家族となる制度もない状況は、憲法２４条２項や憲法１４条１項に違反する、あるいは、違反する状態であるとの判断が示された（甲Ａ３２２、甲Ａ４５６、甲Ａ４５７）。札幌地裁判決から福岡地裁判決までの４つの判決は、憲法のどの条文に違反するのか、違憲なのか違憲状態なのかについて違いはあるものの、法律上同性のカップルが婚姻できず、家族としての法的保障が何らない状態に置かれていることにより、個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益が合理的な理由なく侵害されており、それが違憲又は違憲状態と評価されるという点で、判断は一致していた。

㉑　国会では、上記札幌地裁判決が出て以降、立憲民主党、社民党、共産党の議員だけでなく、当時与党であった公明党、その他の野党の日本維新の会などの議員からも、本件関連訴訟の各判決で指摘された違憲状態を是正するのは国会の責務といった意見が表明されるようになった（本書別紙３．２、３．３、４．１、４．２、４．４参照）。

㉒　２０２２年１１月に、自由権規約委員会の第７回審査の総括所見において、自由権規約委員会が日本に対し、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスを認めるための措置を講じることを明示的に勧告した（甲Ａ４２７［３頁］、甲Ａ４２８［４頁］）。２０２３年１月から２月の第４回普遍的定期審査（ＵＰＲ）では、アメリカ、メキシコ、カナダ、デンマーク、アイスランドの５か国が法律上同性のカップルの婚姻を承認することを明示的に勧告し、アルゼンチン、オーストリア、アイルランド、ニュージーランドの４か国が婚姻類似の制度の導入を勧告した（甲Ａ４２９、甲Ａ４３０）。

㉓　２０２３年３月、立憲民主党と社民党から衆議院に対し、日本共産党から参議院に対し、それぞれいわゆる同性婚を法制化し婚姻の平等

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

を実現するための「婚姻平等法案」（以下、総称して「**２０２３年婚姻平等法案**」という。）が提出された。これらの法案は、廃案となった２０１９年婚姻平等法案と同様、いわゆる同性婚の法制化は人権の問題であり、憲法の基本原理である「個人の尊重」（憲法１３条）及び「法の下の平等」（憲法１４条）の観点から要請されるとの認識を前提としたものである。ただし、立憲民主党・社民党提出の法案はいずれも一度も審議に入らず、審議未了のまま衆議院の解散に伴って廃案となった。日本共産党案は委員会への付託すらされなかった（本書別紙４．３参照）。

㉔　２０２３年５月に、日本が議長国を務めるＧ７広島サミットが開催され、同２０日に、「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する」旨が記載されたＧ７広島首脳コミュニケが採択された（甲Ａ４８６［４２項］）。

㉕　２０２３年６月に、いわゆるＬＧＢＴ理解増進法が成立し、人の性の多様性と性的指向・性自認による人権の否定や差別が許されないという普遍的認識が、わが国の法秩序の基本を構成することが確認された（同３条）（甲Ａ５３５）。

㉖　２０２３年１０月２５日、性同一性障害者の性別の取扱いの特例法に関する法律３条１項４号のいわゆる生殖不能要件を憲法１３条に違反するとする最高裁大法廷の決定（最高裁大法廷令和５年１０月２５日決定民集７７巻７号１７９２頁）（以下「**特例法生殖不能要件違憲最高裁大法廷決定**」という。）が下された（甲Ａ５３３）。最高裁はその決定の中で、性同一性障害者がその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けることは、個人の人格的存在と結びついた重要な法

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

的利益であると述べた（同６頁から７頁）。この決定により、性自認や性的指向に従った法令上の取扱いを受けることは個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であり、これを合理的な理由なく制約することは憲法に違反することが判例上明確化された。

また、法律上同性のパートナーが、犯罪被害者等給付金の支給等に関する犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「**犯給法**」という。）５条１項１号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったもの」に該当するかどうかが争われた事案に関し、２０２４年３月２６日、最高裁判所第３小法廷は判決（最判令和６年３月２６日民集７８巻１号９９頁）（以下「**犯給法最高裁第３小法廷判決**」という。）を下し、「犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたもの』に該当しないものとすることは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法５条１項１号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。」との判断を示した（甲Ａ６３９［４頁］）。同判決は、憲法判断は行っていないが、法律上同性のカップルも婚姻をした法律上異性のカップルと同様の関係を構築しうることを最高裁として初めて示したものである。

㉗　本件関連訴訟に関し、２０２４年３月、札幌高等裁判所が、法律上同性間の婚姻を認めない民法及び戸籍法の諸規定は憲法２４条及び１４条１項に違反する旨の判断（甲Ａ６０３）を、同年１０月に、東京高等裁判所が、現行の法令が、民法及び戸籍法において男女間の婚

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

姻について規律するにとどまり、同性間の人的結合関係については、婚姻の届出に関する民法７３９条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、憲法１４条１項、２４条２項に違反する旨の判断（甲Ａ７１０）を行った。さらに、同年１２月、２０２５年３月には、福岡高等裁判所、名古屋高等裁判所、大阪高等裁判所の判決がそれぞれ下され、法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除する本件諸規定は、憲法２４条２項、１４条１項や１３条に違反するとの判断が示された（甲Ａ８３５、甲Ａ９２２、甲Ａ９２３）。いずれも、法律上同性のカップルに対し婚姻が認められないことにより、「個人の尊厳を成す人格が損なわれる事態」（札幌高裁判決（甲Ａ６０３）［１９頁］）、「性的指向という本人の意思で選択や変更をすることができない属性により個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益の享受の可否につき本件区別が生じている状態を現在も維持することに合理的根拠があるとはいえ」ない（東京高裁判決（一次）（甲Ａ７１０）［５４頁］）、「両当事者が同性である場合の婚姻について法制度を設けず、法的な保護を与えないことは、異性を婚姻の対象と認識せず、同性の者を伴侶として選択する者が幸福を追求する途を閉ざしてしまう」（福岡高裁判決（甲Ａ８３５）［１２頁から１３頁］）などと、個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益が侵害されていることを認定している。また、いずれも、明確な違憲判決であり、地裁判決よりもより踏み込んだ内容となっており、その意味で、本件関連訴訟は新たな段階に入った。

㉘　国会では、札幌高裁判決（甲Ａ６０３）が憲法２４条、１４条１項に違反するとの明確な違憲判断を示したことにより、立憲民主党、社民党、日本共産党のほか、与党の公明党からも違憲状態を是正すべく

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

同性婚を法制化すべきだとの意見と政府に対する要望が繰り返しだされた（本書別紙５．１、５．２、５．３参照）。

自民党は同性婚の導入には反対との立場（甲Ａ５４２［３頁］）を依然として変えていないが、“憲法２４条１項の「両性」は「当事者」と読み替えるべき”、“基本的人権の保障という観点から、権利を阻害されている国民が存在する以上は、最高裁の判決を待つまでもなく早急な法制化が必要”との持論を有する石破茂氏が２０２４年９月２７日に自民党の総裁に選出され、同年１０月１日に内閣総理大臣に就任した（本書別紙６．１参照）。

石破総理大臣は、２０２４年１２月５日の衆議院予算委員会でいわゆる同性婚の法制化に取り組む決意はないかとの質問に対し、従来の政府答弁に沿った答弁を行ったものの、その後に、自身の言葉で「同性婚が認められないことによってそういう方々がどういう思いを持っておられるのかということも、私自身はそういう方々の声は聞いて承知をいたしております。そういう方々の人権というものは最大限に尊重されなければならない、当然のことだと思っております」と答弁した（本書別紙６．２参照）。

ただし、政府答弁は相変わらず慎重な検討を要するというものであり、かつ、衆参両議院の第１党である自民党も反対の意見（甲Ａ５４２［３頁］）を変えていない。そのため、本書面提出日現在、いわゆる同性婚の法制化が実現する見通しが全く立たない状況であることに変わりはない。

㉙　法律上同性のカップルに婚姻を認める国・地域は、本件の口頭弁論終結日現在、３９に上る。その範囲は、ヨーロッパや北米の国々だけでなく、アフリカ（南アフリカ）、中南米（アルゼンチン、ブラジル、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

ウルグアイ、メキシコ、コロンビア、エクアドル、コスタリカ、チリ、キューバ）、オセアニア（ニュージーランド、オーストラリア）、アジア（台湾、ネパール・タイ）にも広がっており、いわゆる「同性婚」の法制化は、国・地域を超えた揺るぎない潮流となっている（甲Ａ４４７、甲Ａ６０８の１、同２、甲Ａ９３４から甲Ａ９３６、甲Ａ６４３の１、同２・パラグラフ４［２頁から３頁］など）。

㉚　２０２５年４月１日までの時点で、条例や要綱などでパートナーシップ制度やファミリーシップ制度を導入済みの自治体数は少なくとも５２４自治体となり、これにより人口比率では約９２．６８％相当の人々が居住する自治体がパートナーシップ制度を導入したこととなる（甲Ａ９０２の１、同２）[3]。なお、人口カバー率は、２０２２年９月３０日現在では５５．３％（甲Ａ３２９）、２０２３年５月１４日現在では６８．４％（甲Ａ３５７）、２０２４年４月１日現在では約８５％（甲Ａ６１５）であった。

２　違憲の明白性が認められる時点

上記で記載した明白性を基礎づける事実を踏まえれば、国会にとって本件憲法違反が明白となったと認められる時点は複数考えられる。一番早い時期では、①ＬＧＢＴＩコアグループが結成され、第１回目の普遍定期審査（ＵＰＲ）において日本が「性的指向に基づくあらゆる人権侵害は看過できない」と発言するなどした２００８年が考えられる。また、②野党か

[3] なお、パートナーシップ制度導入自治体も、また、ファミリーシップ制度導入自治体も、国等の公的機関が導入自治体数を適宜調査し発表するといったことは行われていない。そのため、導入状況の把握は困難であり、実際にはより多くの自治体で導入されている可能性がある。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

ら２０１９年婚姻平等法案が提出された２０１９年６月、③いわゆるＬＧＢＴ理解増進法が制定された２０２３年６月のそれぞれの時点でも、既に明白であったと考えられる。仮にこれらの時点で明白であったとは言えないとしても、本件憲法違反の明白性は上記事実の積み重ねによりさらに増していくという性質を考慮すれば、上記事実の積み重ねによりどれだけ遅くとも、④２０２３年６月以降本件の口頭弁論終結日までの一定の時点（例えば、東京高裁判決（一次）（甲Ａ７１０）の言渡し時（２０２４年１０月３０日）など）において、国会にとって本件憲法違反が明白であったというべきである。

以下、詳述する。

(1)　２００８年

１９９７年の府中青年の家事件東京高裁判決に始まり（明白性を基礎づける事実①）、２００８年１２月の「性的指向および性自認に関する宣言（明白性を基礎づける事実⑧）に至るまでの出来事が示すように、２００８年までに、国内的にも国際的にも多様な性的指向及び性自認の尊重、それに関わる制約や差別が許されないとの規範が共有され、かつ、日本もそのような規範を認識していることを前提としていくつかの行動をとった。これらは当然国会が知りうる事項であり、国会は、遅くとも２００８年までに、国内法上も、国際法上も、性的指向及び性自認に基づく権利利益の制約や差別が許されないことを明確に認識していた。

そして、人と人が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営もうとする関係を基礎に人的な結びつきを形成することは、人生に充実をもたらす。それに加え、この社会においては、婚姻制度は社会のインフラストラクチャーであり、婚姻制度を利用するこ

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

とができないことは、この社会を生きるうえで個々人の人格的生存を脅かす。すなわち、憲法は、個人が自律的な生を全うするには婚姻制度を必要不可欠なものとして捉えているものである。

そして、法律上同性のカップルは法律上異性のカップルとその性質において異なるところはなく、劣るところもない以上、国会にとって、性的指向・性自認など性の在り方が多様で、国内法上も、国際法上も、性的指向・性自認に基づく権利利益の制約や差別が許されないことが認識できれば、憲法１３条の「個人の尊厳」及び憲法１４条１項の「法の下の平等」の趣旨も相まって、法律上同性のカップルが現行の法律婚制度から排除されていることなど本件憲法違反が存在することを当然に認識できる。すなわち、憲法自身が、個人が自律的な生を全うするには婚姻制度が必要不可欠であると捉えており、実際に２０００年には法律上同性のカップルの婚姻を認める国が登場し、２００８年までに５か国が同制度を導入していたこと（甲Ａ４４７）、登録パートナーシップ制度などを導入する国も少なくとも１１か国に上っていたこと（甲Ａ１０３、甲Ａ５７０、甲Ａ５７１、甲Ａ５７２）（明白性を基礎づける事実②）などをも併せ考えれば、２００８年には、国会にとって本件憲法違反は明白であったというべきである。

(2)　２０１９年６月

その後、法律上同性のカップルをめぐる状況はさらに変化・進展の一途をたどった。２０１１年６月、第１７回人権理事会で「人権、性的指向および性自認」と題する決議（Ａ/ＨＲＣ/ＲＥＳ/１７/１９）が採択され、日本は賛成票を投じた（明白性を基礎づける事実⑨）。２０１５年６月、アメリカ連邦最高裁判所が同性間の婚姻を禁ずる州法等は合衆国憲法に違反する旨の判決を下し（明白性を基礎づける事実⑩）、２０１７年５月、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

台湾においても、法律上同性のカップルに婚姻を認めない民法の規定が憲法に違反する旨の解釈が示された（明白性を基礎づける事実⑫）。２０１７年１０月、ドイツにおいて、法改正がなされ、法律上同性のカップルも婚姻できるようになった。２０１７年１２月末の時点で、２５か国で法律上同性のカップルに婚姻が認められ、Ｇ７構成国のうち、法律上同性のカップルに対し婚姻も婚姻と同等の登録パートナーシップ制度も認めない国は、日本のみとなった（明白性を基礎づける事実⑬）。２０１７年１１月の第3回普遍的定期審査（ＵＰＲ）では、スイスとカナダの２か国が日本に対し、国レベルで法律上同性のカップルの婚姻を承認することを明示的に勧告した（明白性を基礎づける事実⑮）。

日本国内においても、２０１５年に渋谷区・世田谷区において法律上同性のカップルのパートナーシップ制度が開始され（明白性を基礎づける事実⑪）、同様の制度の導入は全国の地方自治体にも波及していった。日本学術会議や全国の２０の指定都市の市長による指定都市市長会などからも、法律上同性のカップルのパートナーシップを公的に保障する必要性が国内社会において表明された（明白性を基礎づける事実⑭、⑯）。２０１８年１０月には、東京都が自身の里親の認定基準を見直したことにより、児童相談所がある６９の自治体のすべてにおいて、法律上同性のカップルも養育里親としての認定を受けられることとなった（明白性を基礎づける事実⑰）。さらに、２０１９年２月には本件関連訴訟が提起された（明白性を基礎づける事実⑱）。

国会においても、２０１５年２月に渋谷区が日本で初めて法律上同性のカップルを対象にパートナーシップ制度を開始することを決めたことを受けて、いわゆる同性婚の法制化が性的少数者の人権にかかわる問題であると認識されるようになった（明白性を基礎づける事実⑪）。２０１９年

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

２月１４日の本件関連訴訟の提訴を受けて、国会でも、立憲民主党など複数の国会議員からいわゆる同性婚の法制化は憲法の要請だとの趣旨の意見が表明された（明白性を基礎づける事実⑱）。同年６月には法律上同性のカップルの婚姻を可能とするため、２０１９年婚姻平等法案が野党から国会に提出された。これは、同性婚の法制化は人権の問題であり、憲法の基本原理である「個人の尊重」（憲法１３条）及び「法の下の平等」（憲法１４条）の観点から要請されるとの認識が前提とされている（明白性を基礎づける事実⑲）。いわゆる同性婚の法制化は人権の問題であるとの認識は当初、議員個人の見解にとどまっていたが、上記法案の提出により、遅くとも２０１９年６月には、立憲民主党、日本共産党、社民党所属の議員には共有されるに至った。

以上のような状況を踏まえれば、２０１９年婚姻平等法案が野党から提出された時点、すなわち２０１９年６月の時点でも、国会にとって本件憲法違反は明白であったというべきである。

(3)　２０２３年６月

さらに時は進み、２０２１年３月には、札幌地方裁判所という司法府の一角が、民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定について憲法１４条に違反する旨の判断を示し、民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が違憲であるとの評価が下された。２０２２年１１月、２０２３年５月、同年６月には、東京地方裁判所、名古屋地方裁判所、福岡地方裁判所でも判決が下され、法律上同性のカップルが利用可能な婚姻制度も家族となる制度もない状況は、憲法２４条２項や憲法１４条１項に違反ないしは違反する状態であるとの判断が示された（明白性を基礎づける事実⑳）。国会では、上記札幌地裁判決が出て以降、立憲民主党、社民党、共産党の議員だけでなく、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

当時与党であった公明党、その他の野党の日本維新の会などの議員からも、本件関連訴訟の各判決で指摘された違憲状態を是正するのは国会の責務といった意見が表明されるようになった（明白性を基礎づける事実㉑）。

２０２２年１１月、日本も批准する自由権規約に基づき、日本は、自由権規約委員会から、法律上同性のカップルの法律婚へのアクセスを認めるよう明示的に勧告され、国外からも、明確に法律上同性のカップルに法律婚を認めていない点について、自由権規約に違反する旨を指摘された。２０２３年１月から２月の第４回普遍的定期審査（ＵＰＲ）においても、法律上同性のカップルの婚姻を承認すること等について勧告を受けた（明白性を基礎づける事実㉒）。

２０２３年３月、２０２３年婚姻平等法案が立憲民主党・社民党と日本共産党からそれぞれ提出された。これらの法案も、２０１９年婚姻平等法案と同様、いわゆる同性婚の法制化は人権の問題であり、憲法の基本原理である「個人の尊重」（憲法１３条）及び「法の下の平等」（憲法１４条）の観点から要請されるとの認識を前提としたものである（明白性を基礎づける事実㉓）。

２０２３年５月のＧ７広島サミットでは「あらゆる人々が性自認、性表現あるいは性的指向に関係なく、暴力や差別を受けることなく生き生きとした人生を享受することができる社会を実現する」旨の記載がなされたＧ７広島首脳コミュニケが採択された（明白性を基礎づける事実㉔）。同年６月にはいわゆるＬＧＢＴ理解増進法が制定され、国権の最高機関たる立法府（憲法４１条）自身の手によって、日本の法体系上、性的指向やジェンダーアイデンティティに基づく差別が許されないこと、何よりも、性的少数者がかけがえのない個人として尊重されることが、より明確化された（明白性を基礎づける事実㉕）　。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

このように、国連の機関による勧告や本件関連訴訟に関する司法判断などを背景に、いわゆる同性婚の法制化が性的少数者の人権にかかわる問題であると認識されるとともに、本件関連訴訟の各判決で指摘された違憲状態を是正するのは国会の責務であるという認識が国会議員に広く浸透するに至っている。これらの事情を踏まえると、いわゆるＬＧＢＴ理解増進法が制定された２０２３年６月の時点でも、国会にとって本件憲法違反は明白であったというべきである。

(4)　２０２３年６月以降本件の口頭弁論終結日までの一定の時点

以下述べるとおり、２０２３年６月以降も、本件憲法違反が国会にとって明白であることを基礎づける事実が断続的に生じており、これらの事実が積み重なることにより、国会にとって本件憲法違反の明白性がより増している。

まず、法律上同性のカップルに婚姻を認める国・地域は、本件の口頭弁論終結日現在、３９に上る。その範囲は、ヨーロッパ、北米、アフリカ、中南米、オセアニア、アジアにも広がっており、いわゆる「同性婚」の法制化は、国・地域を超えた揺るぎない潮流となっている（明白性を基礎づける事実㉙）。

また、２０２５年４月１日までの時点で、条例や要綱などでパートナーシップ制度やファミリーシップ制度を導入済みの自治体数は少なくとも５２４自治体（人口カバー率約９２．６８％）となった（明白性を基礎づける事実㉚）。

さらに、重要な最高裁判例が２つ言い渡された。特例法生殖不能要件違憲最高裁大法廷決定（甲Ａ５３３）では、性同一性障害者がその性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けることは、個人の人格的存在と結びつ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

いた重要な法的利益であると判示され、性自認や性的指向は個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であり、これを合理的な理由なく制約することは憲法に違反することが明確化された。また、犯給法最高裁第３小法廷判決では、法律上同性のカップルも婚姻をした法律上異性のカップルと同様の関係を構築しうることが示された（明白性を基礎づける事実㉖）。

さらに、本件関連訴訟に関し、２０２４年３月に、札幌高等裁判所が憲法２４条及び１４条１項に違反する旨の判断（甲Ａ６０３）を、同年１０月に、東京高等裁判所が、現行の法令が同性間の人的結合関係については婚姻の届出に関する民法７３９条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは憲法１４条１項、２４条２項に違反する旨の判断（甲Ａ７１０）を行った。同年１２月、２０２５年３月には、福岡高等裁判所、名古屋高等裁判所、大阪高等裁判所の判決がそれぞれ下され、法律上同性のカップルを現行の法律婚制度から排除する本件諸規定は憲法２４条２項、１４条１項や１３条に違反するとの判断が示された（甲Ａ８３５、甲Ａ９２２、甲Ａ９２３）（明白性を基礎づける事実㉗）。

高裁で明確な違憲判決が出されたことにより、いわゆる同性婚の法制化は人権の問題であり、本件及び本件関連訴訟判決で指摘された違憲状態を是正する責任は国会にあるという認識は、野党の立憲民主党、日本共産党、社民党や与党の公明党などの所属議員により強く意識されるようになった。また、いわゆる同性婚には賛成していない自民党の中でさえ、石破前総理大臣のような有力な議員が同趣旨の認識を公にするに至っている（明白性を基礎づける事実㉘）。

以上述べたとおり、本件では、２０２３年６月以降も、明白性を基礎づける事実が断続的に生じており、これらの事実が積み重なることにより、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

本件憲法違反の明白性がより増している。このような事情に鑑みれば、どれだけ遅くとも、本件の口頭弁論終結までの一定の時点、例えば、東京高裁判決（一次）（甲Ａ７１０）の言渡し時（２０２４年１０月３０日）などの時点において、国会にとって本件憲法違反は明白であったというべきである。

(5)　小括

以上より、①２００８年、②２０１９年６月、③２０２３年６月又は④２０２３年６月以降本件の口頭弁論終結日までの一定の時点の各時点のいずれかにおいて、国会にとって本件憲法違反は明白となっており、Ⓐ違憲の明白性の要件は満たされていたというべきである。

第５　Ⓑ長期間の懈怠要件の充足について

１　２００８年

上記で述べたように、２００８年には、国会にとって本件憲法違反は明白であった。そうすると、本件の口頭弁論終結日までに１７年が経過しているところ、本件憲法違反を是正するために必要な措置を講じることは、不可能でもなければ、それを著しく困難にさせる事情も本件では存在しない。それにもかかわらず、国会は、本件憲法違反を是正するために必要な立法措置を何ら講じず、この問題を放置し続けた。よって、Ⓑ長期間の懈怠要件が充足される。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

２　２０１９年６月、２０２３年６月、２０２３年６月以降本件口頭弁論終結日までの一定の時点

仮に、２００８年の時点で国会にとって本件憲法違反が明白であったといえずとも、上記のとおり、２０１９年６月、２０２３年６月、２０２３年６月以降本件口頭弁論終結日までの一定の時点のいずれかの時点において明白であった。２０１９年６月の時点を基準としても６年程度の期間しか経過していないが、本件において侵害される権利・利益の性質及びその程度の重大性、救済の緊急性（下記(1)）、立法技術上の問題その他立法対応を困難とする特別な事情の不存在、既にどの程度の準備期間があったのか、どれだけ建設的かつ実質的な議論を国会が続けてきたか（下記(2)）といった諸事情を考慮すれば、上記いずれの時点をとっても、Ⓑ長期間の懈怠要件が充足されるのに必要な期間は本件口頭弁論終結までに経過していたと評価すべきである。

(1)　侵害される権利・利益の性質及びその程度の重大性、救済の緊急性

まず、侵害される権利・利益について、本件では、法律上同性のカップルが婚姻できず、家族としての法的保障が何らない状態に置かれていることにより、少なくとも憲法上保護される個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益という深刻な事態が生じていることを踏まえる必要がある。このことは、本件の口頭弁論終結日までに下された本件関連訴訟の下級審判決も基本的に一致して認めるところである[4]。

---

[4] 札幌地裁判決（甲Ａ１７１）、東京地裁判決（甲Ａ３２２）、名古屋地裁判決（甲Ａ４５７）、福岡地裁判決（甲Ａ４５６）、札幌高裁判決（甲Ａ６０３）、東京高裁判決（甲Ａ７１０）、福岡高裁判決（甲Ａ８３５）、名古屋高裁判決（甲Ａ９２

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

その影響範囲の大きさも無視できない。日本におけるトランスジェンダー、同性愛者その他の性的少数者の人口規模は２０１５年及び２０１６年に行われた各種調査によれば４．９％から７．６％であり、単純に人口比で計算しても、現在でも少なくとも約６００万人から約９４０万人規模の性的少数者が日々生活している。このように少なくない人口の法律上同性のカップル（とその子）が上記状態からもたらされる不利益による影響を受けている。そして、上記状態は、現行憲法が施行された１９４７年5月３日から換算すると実に７５年以上という極めて長期間にわたって継続している。これらのことも併せて考えれば、本件立法不作為は、法律上同性のカップル（とその子）の人格的生存に及ぼす影響は深刻かつ、甚大なものである。

さらに、婚姻を望む法律上同性のカップルの中には年齢や病気を抱えるものもいる。例えば、申立人河智は２０２０年の人間ドックでの検査の結果、がんが見つかり、治療を受けた（甲Ｃ２［２２頁から２３頁］）。また、東京一次訴訟の原告であった佐藤郁夫は持病で東京一次訴訟一審係属中に亡くなった（申立人山縣本人調書６頁）。このようなことをも考慮すると、札幌高裁判決（甲Ａ６０３）も指摘するように、喫緊の課題として救済に向けた取組みが早期に行われることが求められる。

(2)　立法対応を困難とする特別な事情の不存在等

では、立法対応を困難とする特別な事情が存在するか。

---

２)、大阪高裁判決（甲Ａ９２３)。大阪地裁判決（甲Ａ２４８）も、「同性間の婚姻等の制度の導入について何ら法的措置がとられていないことの立法不作為が、将来的に憲法２４条２項に違反するものとして違憲になる可能性はある」とする。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

結論として、本件において立法対応を困難とする特別な事情は存在しない。

まず、上告理由書別冊Ｂで述べたとおり、現行の法律婚制度の内容は、婚姻の当事者が法律上異性の者どうしであることを前提とした用語について**法律上**同性の者どうしも含む用語に修正するといった技術的な手当てをしさえすれば、法律上同性のカップルにもそのままの内容で適用可能である。立憲民主党等の野党からも、同じ前提に立って、２０１９年婚姻平等法案（甲Ａ８４）、２０２３年婚姻平等法案（甲Ａ５２３、甲Ａ５２４）が国会に提出されている。よって、立法技術上困難な事情は存在しない。

また、本件憲法違反は国会にとって突然明白になったものではない。遅くとも２０００年には、性的少数者に対する差別が日本国内において人権問題として認識されるようになった(明白性を基礎づける事実①、③、④)。国際法上も、２００６年のジョグジャカルタ原則の採択などにみられるとおり、性自認及び性的指向に基づく差別は許されないとの法原則が確立し（明白性を基礎づける事実⑤、⑦、⑧、⑨）、それに応じて、日本は、対外的にも性的少数者に対する差別は人権問題であるとして国際的な活動に積極的に取り組んできた(明白性を基礎づける事実⑥、⑦、⑧、⑨、㉔)。家族制度の関係でも、２０００年に、オランダで法律上同性のカップルの婚姻を可能とするために民法が改正されたのを皮切りに、法律上同性のカップルに対し婚姻や登録パートナーシップ制度等を認める動きが広まり、法律上同性間の婚姻を禁ずる州法は合衆国憲法に違反するという２０１５年６月のアメリカ連邦最高裁の判断などの司法判断が各国で積み重ねられた（明白性を基礎づける事実②、⑩、⑫、⑬、㉙）。このような動向を受けて、国際法上も、すべての者は、その性的指向・性別自認にかかわ

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

らず、家族を形成する権利を有すると認識されるようになり、２００８年５月以降、国連機関等から日本に対し法律上同性のカップルに係る家族制度に関し勧告が繰り返されるようになった（明白性を基礎づける事実⑤、⑦、⑮、㉒）。日本国内においても、２０１５年１１月に東京都渋谷区及び世田谷区においてパートナーシップ制度が開始されたことを皮切りに、法律上同性のカップル（とその子）を法律上異性のカップルと同様に家族として取り扱う動きが地方自治体や民間企業に急速に広まっていった（明白性を基礎づける事実⑪、⑯、⑰、㉚）。それに伴い、日本国内でもいわゆる同性婚の法制化が人権の問題として認識されるようになっていった。いわゆる同性婚の法制化が人権の問題であることを指摘する国会議員は、既に２０１５年頃から存在した（明白性を基礎づける事実⑪）。２０１９年２月には本件関連訴訟が提起され、２０２１年３月に札幌地裁判決（甲Ａ１７１）が違憲との判断を下して以降、違憲や違憲の状態との判断が続いた（明白性を基礎づける事実⑱、⑳、㉗）。国会では野党を中心に、同性婚を法制化し、各判決が指摘する違憲や違憲の状態を是正することは国会の責務であるとの意見が繰り返し表明され、その認識を前提として、野党から２０１９年６月に２０１９年婚姻平等法案が、２０２３年３月に２０２３年婚姻平等法案がそれぞれ提出された（明白性を基礎づける事実⑱、⑲、㉑、㉓、㉘）。このように法制化に向けた材料と十分な準備期間がいずれも既に与えられている。

しかし、政府・与党自民党は、慎重な検討が必要、いわゆる同性婚を法制化について検討するかどうかについて検討するなどと繰り返すにとどまり、検討する（あるいは検討に入ることについて検討する）ことができない合理的な理由を述べることは一切なかった。野党から提出された２０１９年婚姻平等法案と２０２３年婚姻平等法案のうち立憲民主党・社民党

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

提出の法案はいずれも一度も審議に入らず、審議未了のまま衆議院の解散に伴って廃案となった。２０２３年３月提出の日本共産党案は委員会への付託すらされなかった（本書別紙４．３参照）。２０２４年１０月、いわゆる同性婚の法制化は憲法上要請されるとの持論を持つ石破氏が総理大臣となった。しかし、政府の答弁や与党自民党の立場は従前どおりで、いわゆる同性婚の法制化について検討すら開始されないまま、石破政権は退陣し、２０２５年１０月、いわゆる同性婚に反対の立場をとる高市早苗を総理大臣とする高市政権が新たに誕生し、検討が開始される気配は全くない。このように、国会では、合理的な理由が示されることなくいわゆる同性婚の法制化について検討に入る（あるいは検討に入ることについて検討する）ことすらできない状況が続いている。

国会が如何に怠慢であるかは地方公共団体の対応と比較するとさらに明確になる。２０２４年４月１日時点で、条例や要綱などでパートナーシップ制度やファミリーシップ制度を導入済みの自治体数は少なくとも４５６自治体、人口カバー率は約８５％であったが、２０２５年４月１日時点までにその数は少なくとも５２４自治体に、人口カバー率は約９２．６８％にまで増加した（明白性を基礎づける事実㉚）。さらに、２０２４年５月２日、長崎県大村市が、男性同士の法律上同性のカップルに対し、続柄を示す欄に「夫（未届）」と記載された住民票を交付した（甲Ａ８５２）。これに対し、総務省は、「実務上の支障をきたすおそれがある」との見解を示して長崎県大村市に再検討要請したが、長崎県大村市は「特段の修正等を行わない。」と回答した（甲Ａ８５３）。東京都世田谷区と東京都中野区では、都内では初の対応として、２０２４年１１月１日から、希望する法律上同性のカップルの住民票の続柄に事実婚と同じ「夫（未届）」「妻（未届）」と記載できるようになった（甲Ａ８５４）。このように、パー

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

トナーシップ制度を導入するだけでなく、法律上同性のカップルも住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載することを認める地方自治体も増加している（甲Ａ８５６）。もちろん、パートナーシップ制度を利用したり、住民票の続柄が「夫（未届）」または「妻（未届）」と記載されたからといって、婚姻の法的効果は発生せず、法律上同性のカップルが直面する不利益は大きくは解消されない。法律上同性のカップルが婚姻できないことにより現在直面している不利益を、法律上同性のカップルの婚姻を実現することによって解消できるのは立法府である国会のみである。しかし、国会が何ら手当てを行わないため、法律上同性のカップルが直面する深刻な不利益を少しでも緩和するために地方自治体が導入したのが、パートナーシップ制度や住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載することを認める措置である。これらの対策をとる地方自治体の増加は、法律上同性のカップルが直面する深刻な不利益を認識する地方自治体が増加していることのあらわれである。

(3)　まとめ

以上のような状況を踏まえれば、「立法府が立法措置を検討するにあたって一定の期間を要する」といった観念的な理由づけで正当化する余地はなく、どれ程遅くとも本訴訟の口頭弁論終結時では、２０１９年６月、２０２３年６月あるいは２０２３年６月以降の一定の時点から起算しても、Ⓑ長期間の懈怠要件が充足されるに必要な期間は本件口頭弁論終結までに経過していたと評価すべきである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

５　小括

以上のとおり、①２００８年、②２０１９年６月、③２０２３年６月又は④２０２３年６月以降本件の口頭弁論終結日（２０２５年５月２０日）までの一定の時点のいずれの時点においてⒶ違憲の明白性の要件の充足を認めるかにかかわらず、国会は本件憲法違反を是正するために必要な措置を長期間の合理的な理由なく放置していたと評価できる。したがって、Ⓑ長期間の懈怠要件が充足される。

第６　結語

以上のとおり、申立人らが主張するいずれかの時点で、本件憲法違反が国会にとって明白となっており（Ⓐ違憲の明白性の要件）、どれ程遅くとも本件の口頭弁論終結日においては、国会は必要な立法措置を合理的な理由なく長期間懈怠していると評価するほかない（Ⓑ長期間の懈怠の要件）。よって、本件立法不作為は国家賠償法１条１項の適用上違法であり、相手方国に対し、損害の賠償が命じられるべきである。

上告理由書でも述べたとおり、相手方の本件立法不作為により、申立人らは少なくとも憲法上保護される個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益が侵害されている。それればかりでなく、申立人らはパートナーと婚姻することも、家族となることもできなかったことにより、パートナーとの関係に対してそれがあたかも「社会が承認しない関係性」であるかのようなスティグマを与えられ、その尊厳を深刻に傷つけられた。これらの侵害や毀損により申立人らが受けた精神的苦痛を金銭に評価すれば、申立人らそれぞれについて少なくとも１００万円は下らない。

よって、相手方国に対し、国家賠償法１条１項に基づき、申立人らそれぞれにつき金１００万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みま

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

で平成２９年法律第４４号による改正前の民法所定の年５分の割合による遅延損害金の支払いを命じる旨の判決が下されなければならない。

以　上

附　属　書　類

１　上告受理申立て理由書の副本　７通

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

別紙　国会の認識

以下では、２０１５年以降、国会での質疑を中心に、いわゆる同性婚に関し国会議員が行った発言や行為等のうち、いわゆる同性婚の問題が性的少数者の人権の問題であり、国会が本件関連訴訟の各下級審判決が指摘した違憲状態を是正する義務を負うとの認識を裏付ける主要なものを取り上げる[5]。なお、国会での政府答弁の概要については、第１審原告ら第６準備書面第４の２［１６頁から４３頁］、同第３１準備書面第２の１（２）［８頁から１０頁］なども参照されたい。

１　２０１９年２月の本件関連訴訟提訴以前

1.1　２０１５年　国会での質疑の実質的な開始

いわゆる同性婚の法制化について国会で初めて質疑がされたのは２００４年１１月１７日の参議院憲法調査会であるが、法制化すべきであるという積極方向での質問がされ、かつ、いわゆる同性婚の法制化が性的少数者の人権にかかわる問題であるという見解が示されるようになったのは、２０１５年になってからである[6]。

例えば、２０１５年２月に渋谷区が日本で初めて法律上同性のカップルを対象にパートナーシップ制度を開始することを決めたことを受けて、同月１８日の参議院本会議で松田公太議員（日本維新の会）がいわゆる同性婚の法制化をすべきではないかという趣旨の質問を行った。その際、以下

[5] “主要な”と記載したように、国会での質疑のすべて網羅するものではないことに留意されたい。
[6] 第１審原告ら第６準備書面第４の２（１）アからウ［１７頁から１９頁］も参照。

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

のような発言をし、人権にも関連する問題だという意識の萌芽が見て取れる（甲Ａ２３４［２５頁］）。

松田公太 日本維新の会	ＬＧＢＴにとどまらず、家族の在り方に多様な価値観を反映させることは、国民の自由を尊重する観点からも重要だと思います。

同年４月１日の参議院予算委員会において、福島みずほ議員（社民党）も同趣旨の質問をしたが、その際、以下のように、いわゆる同性婚の法制化は人権の問題だという認識を明確に示す発言をした（甲Ａ２３５［４２頁］）。

福島みずほ 社民党	憲法二十四条は両性の合意のみで、合意のみというところに特徴があるのであって、学説の中にもありますが、同性婚を憲法が禁止しているとは私は思っておりません。また、ＬＧＢＴの人たちの人権保障、これは世界の趨勢ですし、しっかりやるべきだと考えておりますし、社民党はそういう立場で頑張っていきたいと思っております。

しかし、これらの質疑に対する安倍総理大臣の答弁は、いずれに対しても、家族の在り方にも関する問題、慎重に議論をしていくべき課題というものであった（甲Ａ２３４［２７頁］、甲Ａ２３５［４２頁］）。

1.2　２０１８年４月　日本国憲法下での同性婚に関する質問主意書

２０１８年４月には、逢坂誠二議員（立憲民主党）から、いわゆる同性婚と憲法の関係に関する政府見解を問いただす「日本国憲法下での同性婚に関する質問主意書」（甲Ａ１１）が提出された。同質問主意書には、以下の質問が盛り込まれており、同議員が、憲法１４条、１３条に

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

より、婚姻において、法律上同性のカップルと法律上異性のカップルは同等に取り扱うことが要請されると認識していることが窺われる[7]。

三　日本国憲法第十四条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」、同第十三条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と謳われている。このため、「すべて国民」は、その「性別」によらず、婚姻をなすことができる「自由及び幸福追求に対する国民の権利」を持つと解すべきで、同性婚は異性同士の婚姻と同様に扱われるべきではないか。政府の見解如何。

これに対する政府の答弁は、家族の在り方にも関する問題、慎重に議論をしていくべき課題というものであった（甲Ａ１２）。

２　２０１９年２月の本件関連訴訟提訴時から２０２１年３月の札幌地裁判決まで

2.1　２０１９年２月、３月　衆参予算委員会

２０１９年２月１４日、「結婚の自由をすべての人に」訴訟が札幌地裁、東京地裁、名古屋地裁、大阪地裁に一斉提訴された。これらの訴訟は、法律上同性のカップルが婚姻できないことは憲法２４条、１４条１項などの条項に違反し、当該憲法違反を是正しない国会の立法不作為は国家賠償法上違法であることを訴えるものであった。

本件関連訴訟の提訴は国会でも取り上げられた。例えば、提訴当日である２０１９年２月１４日に尾辻かな子議員（立憲民主党）が、衆議院予算

---

[7] 第１審原告ら第６準備書面第４の２（１）エ［２０頁］も参照。

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

委員会において、上記提訴を受けての政府の見解を問いただした。また、その関連で、自身の見解として以下のように述べた（甲Ａ８３［２３頁］）[8]。

尾辻かな子 立憲民主党	私は同性婚は認めるべきだと思っております。その理由は、個人の尊重を定めた憲法１３条、平等権を定めた１４条の規定、これを考えると、想定していないという答えではないと思うんですね。

また、小西洋之議員（立憲民主党・民友会・希望の会）は、同年３月１５日の参議院予算委員会で、いわゆる同性婚に係る政府答弁に対し、以下のような質問を行った（甲Ａ８５７［７頁から８頁］）。

小西洋之 立憲民主党・民友会・希望の会	二十四条で同性婚は憲法が想定していないというような答弁をされていますけれども、二十四条二項、十三条、十四条があるのに、そのようになぜ考えられるのか、論理的に説明してください。
	じゃ、同性婚の方々については婚姻の自由を認めないという解釈は、そうした方々に対する差別ではないですか。

しかし、これらの質問に対する政府の答弁は、いずれも、憲法２４条は同性婚を想定していない、家族の在り方にも関する問題、慎重な検討を要するという趣旨のものであった（甲Ａ８３［２３頁］、甲Ａ８５７［７頁から８頁］）。

[8] 第１審原告ら第６準備書面第４の２（１）キ、ク［２１頁から２３頁］も参照。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

2.2　婚姻平等法案の第１回目の提出

２０１９年６月３日、「婚姻の平等」を実現するため法律上同性のカップルによる婚姻を法制化する「民法の一部を改正する法律案」（すなわち、２０１９年婚姻平等法案）（甲Ａ８４）が、立憲民主党、日本共産党、社民党の野党３党から衆議院に議員立法として提出された（甲Ａ２３９、甲Ａ８５８）。

筆頭提出者の西村智奈美議員（立憲民主党）は、法案提出後の記者会見で、「私たちは、一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合うことができる社会を目指している。そうしたなか、同性間で結婚ができないことは大きな支障になっているのではないか。現在１３組の同性のパートナーの皆さんが、同性婚が認められていないことに対する違憲訴訟を起こしている。こういった機において、民法を改正して誰もが生きやすい、多様性のある社会をつくっていくことが国会の責務だと考える」と法案の趣旨を説明した（甲Ａ８５８）。また、法案の提出理由にも「現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化する必要がある」と明記されている（甲Ａ８４［９頁］）。このように、いわゆる同性婚の法制化は人権の問題であり、憲法の基本原理である「個人の尊重」（憲法１３条）及び「法の下の平等」（憲法１４条）の観点から要請されるとの認識が法案提出の前提とされている。

なお、同法案は衆議院法務委員会に付託されたものの（甲Ａ２３９）、結局、審議未了のまま、２０２１年１０月の衆議院解散により廃案となった（甲Ａ５２３［２頁から３頁］）[9]。

---

[9] 第１審原告ら第６準備書面第４の２（１）セ［３８頁から３９頁］も参照。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

2.3　２０１９年７月　日本弁護士連合会の意見書

２０１５年７月７日、日本弁護士連合会に対し、現在日本において同性間の婚姻が認められていないことが同性愛者、両性愛者等、同性婚を求める者の存在を無視しその人権を不当に侵害するものであることを理由として、人権救済の申立てがなされた。同連合会は、２０１９年７月１８日付けで「同性の当事者による婚姻に関する意見書」（甲Ａ１１１）を公表し、「我が国においては法制上、同性間の婚姻（同性婚）が認められていない。そのため、性的指向が同性に向く人々は、互いに配偶者と認められないことによる各種の不利益を被っている。これは、性的指向が同性に向く人々の婚姻の自由を侵害し、法の下の平等に違反するものであり、憲法１３条、１４条に照らし重大な人権侵害と言うべきである。したがって、国は、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきである。」との見解を示した（甲Ａ１１１［１頁］）。

同意見書は同年７月２４日付けで法務大臣、内閣総理大臣、衆議院議長および参議院議長宛てに提出された（甲Ａ８５９）。

2.4　２０１９年１０月　衆議院法務委員会

２０１９年１０月２３日の衆議院法務委員会では、人権擁護に関する件の一つとして、山尾しおり議員（立憲民主党）がいわゆる同性婚の法制化について質問をした。この質疑は、国会において建設的な議論が行われていないことを指し示す象徴的な質疑であることから、概略とせずに下記に述べる（なお、傍線は上告人ら訴訟代理人によるもの）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

山尾しおり 立憲民主党	（同性婚に関して）私がお伺いをしたいのは、現在の、現時点の法務大臣の認識です。婚姻の捉え方について、まずはお聞かせください。
河井克行法務大臣	抽象的、定型的に子供を産み育てることが予定されていない同性カップルに、価値観が多様化している現代において、どのような保護を与えるべきかという点については、子供を持つ予定のない男女の場合とは異なる、家族のあり方の根本にかかわる問題であるというふうに現段階で認識をしており、よって、慎重に検討すべきものだと考えております。

山尾議員が上記のように質問したところ、河井法務大臣は、上記のとおりいわゆる同性婚に関して慎重な検討が必要であると答えた。また、法務大臣だけでなく、副大臣、政務官さえも、慎重な議論・検討が必要であるという答弁を同様に繰り返したことから、山尾議員は、さらに踏みこみ、以下のような質問を行った（甲Ａ２４０［９頁から１０頁］）。

山尾しおり 立憲民主党	私としては、積極的な議論、検討をしてほしいんですけれども、（中略）河井大臣にお伺いをします。（中略）じゃ、民法をもし変えましょうというふうになったときに、憲法を変える必要はあるんでしょうか
河井法務大臣	憲法第二十四条第一項、ここで、御承知のとおり、婚姻は両性の合意のみに基づいて成立すると規定されておりますので、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは、憲法上想定されていないというふうに考えております。その上で、この憲法第二十四条第一項が同性婚を禁じているか否かにつきましては、政府として、現時点において同性婚の導入

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	を検討しておりませんので、具体的な制度導入を前提として、それが憲法に適合するか否かの検討も行っておりません。

このような答弁から明らかになるのは、安倍総理大臣が２０１５年２月１８日に松田公太議員（日本維新の会）からの質問に対し、家族の在り方にも関する問題、慎重に議論をしていくべき課題という趣旨の答弁をして以降（上記１．１参照）、すでに４年もの歳月が経過したにもかかわらず、政府は「同性婚の導入を検討していない」「憲法に適合するか否かの検討も行って（いない）」ということである。

２０１９年６月に２０１９年婚姻平等法案（甲Ａ８４）が野党から提出され、衆議院法務委員会に付託されているにもかかわらず、政府は同法案のみならず、法律上同性のカップルの人的結合関係の法的保障について全く検討していなかったし、その意思すら存在しなかった。

このようなことが明らかになったため、山尾議員は河井法務大臣らに、今後にいわゆる同性婚の導入に関する検討を始めるよう求めた（甲Ａ２４０［１０頁］）。

山尾しおり 立憲民主党	この同性婚の導入は検討する必要があると、政務官、副大臣、大臣、三人が口をそろえて言ってくださったんですね。検討する必要があるんですよ。だったら、同性婚の導入を検討していただきたいし、したがって、憲法に適合するか否かの検討もしていただきたいんですけれども、やっていただけますか。

しかし、それに対して、河井法務大臣は以下の通り、従前の答弁を繰り返した。

河井法務大臣	先ほど私が御答弁したのは、日本の家族のあり方、家族観、そして家庭観の根本にかかわる重要な問題でありますので、慎重に検討を要するというふうにお答えをさせていただきまし

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	た。そういう観点から、現時点においては同性婚の導入を検討しておりませんので、具体的な制度導入を前提として、それが憲法に適合するか否かの検討も行っていませんので、先ほど、冒頭御質問のありました憲法改正が必要かどうかという点についても、検討も行っておりませんので、お答えするのはなかなか困難であるということであります

山尾議員は検討を開始してほしい旨を申し入れたにもかかわらず、河井法務大臣はいわゆる同性婚の導入を検討していないとの答弁を再び繰り返し、山尾議員からの質問に答えなかった。山尾議員は、質問に答えるよう、いわゆる同性婚に関して導入するか否かの検討を開始するか否かを改めて申し入れる（甲Ａ２４０［１０頁］）。

山尾しおり 立憲民主党	質問に答えていないので、もう一回だけ言います。私だって、積極かつ丁寧、それを慎重といえば慎重でもいいんですけれども、（中略）私は、丁寧な議論は必要だと思います。だけれども、検討をやはり要するんですよ。皆さんは、読んだのかもしれないけれども、でも、やはり議論はした方がいいと思っていると思うんですね。検討を要するんだったら、今検討していないので、検討してもらえませんか。（中略）やるべきだと思いますし、やっていただきたいんですけれども、やっていただけますか

それに対する河井法務大臣の答弁は以下のとおりである。河井法務大臣は、検討の時期についてまたもや答えず、恣意的に答弁をはぐらかすものであった（甲Ａ２４０［１０頁から１１頁］）。

河井法務大臣	先ほど申し上げましたとおり、慎重な検討を要する、大変重要な、日本の家族のあり方、社会のあり方、家族観、家庭観にか

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	かわる大変重要な事柄でありますので、慎重な検討を要する。とにかく、慎重な検討を要するということであります

山尾議員は、河井法務大臣がはぐらかす答弁しかしないことに対して、繰り返し、検討の開始時期を問う（甲Ａ２４０［１１頁］）。

山尾しおり 立憲民主党	慎重に検討するということと検討を先送りするということは違うんですね。検討を要するとおっしゃったので、いつから検討を始めていただけるか、教えてください。

このように、山尾議員は、何度も「検討をいつから始めるか」を問う。それにもかかわらず、河井法務大臣は以下のとおり検討時期について明言することはなかった（甲Ａ２４０［１１頁］）。

河井法務大臣	慎重に検討を要するということであります。
山尾しおり 立憲民主党	もう一回だけ聞きます。いつから検討を始めるのか、教えてください。
河井法務大臣	もう一度お答えをさせていただきます。慎重に検討を要する、そういう課題であるというふうに受けとめております。

ここまでの答弁をみれば一見して明らかなように、河井法務大臣は頑なに検討時期について答えようとせず、実際に検討を開始するという言質を取られないように、細心の注意を払っていることがわかる。

それに対して、予算委員会の議長である松尾予算委員会委員長が釈明を行った（甲Ａ２４０［１１頁］）。

松尾みどり委員長	それでは、大臣、お気持ちはわかりますけれども、慎重に検討を開始する、検討の時期も慎重なのかどうかを含めておっしゃってください。

それに対して、河井法務大臣は以下のように答弁した（甲Ａ２４０［１１頁］）。

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

河井法務大臣	先ほど慎重に検討を要すると申し上げましたのは、検討するか否か、そのこと自体を含めて検討が必要であるという考えから先ほどの答弁をさせていただきました。

河井法務大臣の答弁を善解すると、「慎重な検討が必要である」といっていたのは、そもそも検討を開始するか否かに関して検討を要するとの意味であるとのことである。この答弁を理解することは困難であり、日本語として破綻している。政府は、野党議員の質問に対して真摯に回答しようとする姿勢がなく、導入はおろか、法律上同性のカップルの人的結合関係の法的保障に関する議論を開始する気すらないことを表しているというほかない（甲Ａ２４０［１１頁］）。

松尾委員長	日本語としてはわかりました。
山尾しおり 立憲民主党	いや、私、日本語としてもわかりませんし、検討を要するということが、検討するかどうかの検討を要するというふうに日本語は読みません。（中略）だけれども、ちょっと考える、いつから始めるか､そうやって言っていただいたらいいと思います。もう一度御答弁ください。
河井法務大臣	繰り返しの御答弁になりますけれども、検討するか否か、それ自体を含めた検討が必要であると考えております。

このように、河井法務大臣は、山尾議員から繰り返し検討時期について問われるも、いわゆる同性婚に関する検討の開始時期を全く答えなかった。本質疑は２０１９年１０月２３日に行われたところ、この時点では、野党が２０１９年婚姻平等法案（甲Ａ８４）をすでに提出している。国民の代表たる議員で構成される野党が提出した法案に対して、政府として、真摯に検討するのは民主主義国家として当然の要請である。それにもかかわらず、政府は、法案について何らの反応をせず、それどころか、山尾議員か

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

らの質問に対して、頑として検討の時期を明言せず、日本語として理解するのが不可能な答弁に終始した。

この時の質疑状況は、もはや建設的な議論が成立しておらず、政府担当者が議論すらも絶対に開始させまいという強い意思を表しているというべきである。まさに建設的な議論がなされていないことを示す好例である。

2.5　２０２０年２月　質問主意書

２０２０年２月、初鹿明博議員（立憲民主党）が、「制定当時は想定していなかった同性婚と憲法との関係に関する質問主意書」（甲Ａ８６０）を提出し、以下のとおり、政府に対し、現在の状況に見合うよう同性婚を憲法上位置付けることを求めた。

現行憲法の制定時に想定していなかったとしても、現状、多くの国で同性婚が認められるようになり、国内でも同性婚を可能とする法整備を求める声が強くなっている状況を鑑みると、制定当時想定していなかったから知らないという態度をとり続けるのではなく、同性婚を想定した上で憲法との関係について整理し、政府としての見解を明確にすることが政府の責任だと感じます。 集団的自衛権の行使について憲法解釈を閣議決定で見直すことを実行したのですから、同性同士の婚姻という憲法制定当時は想定していなかった事態についても同様に現在の状況に見合うよう同性婚と現行憲法との関係について明確にすべきです。

しかし、これに対する政府の回答は、憲法２４条１項は同性婚を想定していない、家族の在り方の根幹に関わる問題、慎重な検討を要する、そもそも同性婚の導入に向けた検討すらしていないというものであった（甲Ａ８６１）。

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

2.6　２０２１年２月　衆議院法制局答弁

２０２１年２月２５日の衆議院予算委員会第三分科会における、尾辻かな子議員（立憲民主党）からの質問に対し、齋藤法制局参事は、以下のように、日本国憲法は、少なくとも同性婚を法制化することを禁止はしていない、認めているとの許容説は十分に成り立ち得る、また、憲法１３条や１４条等の他の憲法条項を根拠として、同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとするような考えなどは十分に成り立ち得るとの答弁を行った（甲Ａ２４２、甲Ａ６５１［２６頁］）[10]。

齋藤法制局参事	私ども衆議院法制局は、私ども自身が憲法その他の法令について独自の解釈を有権的に申し上げる立場にはございません。他方、議員立法の御依頼がありました際には、議員や党のお考えを踏まえつつ、その立案の前提となる憲法解釈等が論理的に可能なものかどうか、慎重に検討し、先生方に助言をする組織でもございます。 その上で、御質問の同性婚と憲法との関係でございますが、憲法二十四条一項と同性婚の関係については、論理的に幾つかの解釈が成り立ち得ると考えますが、結論から申しますと、少なくとも、日本国憲法は、同性婚を法制化することを禁止はしていない、すなわち、認めているとの許容説は十分に成り立ち得ると考えております。 例えば、最近刊行された教科書の中で、東京大学の宍戸常寿先生は、憲法二十四条が近代的家族観を採用したとの理解を前提

[10] 第１審原告ら第６準備書面第４の２（１）シ［３２頁から３７頁］も参照。

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	に、憲法上の婚姻を現行民法上の婚姻に限定する一方で、それ以外の結合は、家族の形成、維持に関する自己決定権、十三条によって保障され得ると解するのが多数説であるとしつつ、他方で、憲法二十四条の規範内容は近代的家族観を超えるものであり、同性婚も憲法上認められるとの見解もあると述べられています。 御指摘の法案をお手伝いするに当たっては、このような学説の状況を踏まえて、同性婚を認めるかどうかは立法政策に委ねられているとする考えや、さらには、憲法十三条や十四条等の他の憲法条項を根拠として、同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとするような考えなどは、いずれも十分に成り立ち得るものと考えたところです。それを提出者の先生方に確認した上で、立案、審査をしたところでございます。

続けて、尾辻かな子議員は、内閣法制局に対し一般質問を行った（なお、傍線は上告人ら訴訟代理人によるもの）。

尾辻かな子 立憲民主党	政府は従来、現行憲法は同性婚を想定していないとの答弁を繰り返してきていますが、想定していないということの意味は一体何なのか。つまり、憲法は想定していないから同性婚の法制度化は禁止されているという禁止説を取っているのか、それとも、想定していないから立法府の政策判断に任されている、いわゆる立法委任説、どちらなのか。前者なのか後者なのか、明確にお答えをいただきたいと思います。
木村陽一政府参考人	従来より、憲法二十四条第一項におきましては、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、」と規定をしております。同性婚の成立を認めることは想定されていないとお答えしてきたものでございます。（略）お尋ねにつきましては、想定されていない旨、先ほど述べたこと以上に我々として検討したことはございません。したがいまして、お答えすることができないところでござい

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	ます。
尾辻かな子 立憲民主党	想定していないという意味が分からないんですね。 つまり、禁止説に立っているのか、立っていないのか。イエスかノー、これはイエスかノーか、どちらかしかありませんから、イエスかノーでお答えください。
木村陽一政府参考人	繰り返しになるところで恐縮でございますけれども、私どもとしては、想定されていないということでお答えをしてきておりまして、それ以上のことにつきましては検討したことはございません。
尾辻かな子 立憲民主党	そうしたら聞き方を変えますけれども、じゃ、二十四条一項は、ただ、同性婚について何か言っていますか。同性婚について何か言っているかどうか。お答えください。
木村陽一政府参考委員	二十四条一項は、同性という言葉を使っているわけではもちろんございません。両性という言葉を使っているということでございます。
尾辻かな子 立憲民主党	だから、同性婚について何か言っていますか、いませんか。二十四条一項です。
木村陽一政府参考委員	お答えしたとおりでございます。両性の合意に基づいてという言葉があるということでございます。
尾辻かな子 立憲民主党	（略）例えば、去年の一月三十日の参議院の予算委員会では、憲法制定時は男女で婚姻がされているという意味での両性を前提として作った、それ以外のことを特段述べているというわけではないとか、両性による合意ということを前提として、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立というものは想定しなかったという、それ以上でも以下でもない、こういう答弁があります。この答弁は維持されているかどうか、お答えください。
木村陽一政府参考委員	その答弁自身は維持をしておるものと考えております。 他方、御指摘の長官の答弁、近藤長官の答弁でございますけれども、もとより、憲法二十四条第一項と同性婚の関係につきまして、同性婚の成立を認めることは想定されていないという従来からの政府としての理解を前提とした上での御答弁ということでございます。

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	全体として、憲法二十四条一項は、婚姻は、両性の合意という個人の合意に基づくことが大事であるということをまさしく憲法として示したという趣旨を答弁する中で述べたものでございまして、同性婚の成立を認めることは想定されていないというこれまでの答弁を超えまして、憲法二十四条一項と同性婚の関係について解釈を示したものとは考えておりません。

尾辻かな子議員は上記内閣法制局に対する一般質問を踏まえた上で、下記のとおり最後に上川陽子法務大臣に対し一般質問を行った。

尾辻かな子 立憲民主党	民法を改正すれば同性婚は可能になるということであると思いますので、大臣がリーダーシップでもって、多様性のあるそういう社会をつくるというのであれば、やはり政府として同性婚の法制化に向けて、これは議論を始めたり法制審に対して諮問するとか、こういうことが必要であると思います。上川大臣、いかがでしょうか。
上川法務大臣	憲法上の、二十四条一項に係る件でありますが、同性婚を事実上、憲法上想定されていないということについて、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることについては憲法上想定されていない、その上で、憲法二十四条第一項が同性婚を禁じているか否かという御質問がございましたけれども、その点につきましては、政府としては、現時点において同性婚の導入を検討していないということから、具体的な制度導入を前提としてそれが憲法に適合するか否かの検討もしていない、こういう状況でございます。 　なかなか憲法が同性婚を禁止しているか否かにつきましてお答えすることができない、こういう状況でございまして、今御質問のことでございますが、なかなか慎重な検討が必要であるというふうに思っております。
尾辻かな子 立憲民主党	導入を検討していないということが余りに不作為の状態であると言わざるを得ないと思います。今、裁判も行われておりますけれども、実は先日、東京の原告であります佐藤郁夫さんが亡くなられました。彼は、死ぬまでに法律的に夫夫になりたい、夫と夫、夫夫となりたいと。でも、その意思はかないませんでし

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	た。十五年以上一緒にいたのに、結局、病院が連絡をしたのは彼の妹さんです。こういうことが起こるからこそ、今、日本政府は本来、同性婚を認める議論を始めなければいけない。なのに、検討していない。そういうことで本当に、これはこのまま放置していいんでしょうか。この間にも多くの当事者の方々が結婚ができないために不利益を被っております。 大臣、今まさにこういった、夫婦になれないがゆえにいろいろな不利益が起こっていることについてはどう思われますか。
上川法務大臣	今委員の方から御紹介をいただきました方々についてのそうした思いについては、本当にそうした思いにしっかりと寄せていくということが非常に大事だというふうに改めて思う次第でございます。 同性婚を認めるか否かということについて、このことについては我が国の家族の在り方の根幹に関わるという問題でございまして、極めて慎重な検討を要するものではないかというふうに考えております。

尾辻かな子議員からの質問に対し、上川法務大臣は、従前から繰り返し政府与党から答弁されてきた「極めて慎重な検討を要する」と回答するにとどまった。

３　２０２１年３月の札幌地裁判決直後

3.1　札幌地裁判決

２０２１年３月１７日、札幌地裁判決（甲Ａ１７１）が下された。「異性愛者に対しては婚姻という制度を利用する機会を提供しているにもかかわらず、同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていること」が、立法府の裁量権の範囲を超えたものであるとして、民法及び戸籍法の諸規定が憲法１４条１項に違反するとの判断であった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

3.2　立憲民主党・社民党・日本共産党

この札幌地裁判決を受けて、国会でも、同判決が指摘する違憲状態を解消すべきだとの意見が相次いだ。

例えば、２０２１年3月２２日の参議院法務委員会では、山添拓議員（日本共産党）が、以下のような質問をした（甲Ａ８６２［１５頁］）

山添拓 日本共産党	三月十七日、同性婚を認めないのは婚姻の自由を保障する憲法に違反するとして、同性カップル三組が訴えた訴訟で札幌地裁が判決を下しました。同性同士の結婚を認めず、その法的効果を受けられないのは、憲法十四条が保障する法の下の平等に反し、違憲だとしたものです。一斉訴訟の初めての判決であります。 大臣に伺いますが、法務省としてこの判決を受けて対応を検討していることはありますか。
	違憲とされたことは重く受け止めるべきだと思います。
	判決は、異性愛者と同性愛者の違いというのは、意思によって選択したり変更したりできない性的指向の差異でしかないのだと繰り返し強調しています。にもかかわらず、異性愛者は婚姻による法的利益を得ることができ、同性愛者には全くない。病院で家族としての面会や付添いや、あるいは手術への同意、こういったものができないなど具体的な問題もあります。 野党は、二〇一九年の六月、同性婚を法制化する法案を共同提出しています。これは前に進めるべきだということを今日は改めて求めておきたいと思います。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

また、２０２１年３月２６日の参議院予算委員会では、石川大我議員（立憲民主党）が、以下のような意見を述べた（甲Ａ８６３［２７頁から２８頁］）。

石川大我 立憲民主党	同性婚の問題です。政府は、同性婚を求める人たちの切実な声に耳を傾けようとはしません。私たちは、二〇一九年に婚姻平等法案を既に提出しています。札幌地裁での違憲判決を受け、速やかに法の下の平等にかなう制度を整えるべきです。

２０２１年４月２８日の参議院憲法審査会でも、福島みずほ議員（社民党）や石川大我議員（立憲民主党）が、札幌地裁判決を受けて速やかにいわゆる同性婚を法制化すべきだとの意見を述べた（甲Ａ８６４［７頁、１０頁］）。

福島みずほ 社民党	先日札幌で、同性婚を認めないことは憲法十四条に反するという判決が出ました。まさに憲法を生かせと裁判所は言っているわけです。それこそ国会が実現すべきことではないでしょうか。ジェンダー平等を求める声も、憲法十四条、十三条を求める声です。そして、生存権求める声も、憲法二十五条を求める、保障してくれということです。これらの憲法価値を生かしていくことこそ国会の責務であると思います。
石川大我 立憲民主党	同性婚について申し上げます。 憲法二十四条について、同性婚制度は想定されていない、あるいは改憲しないと同性婚制度はつくれないとの主張があります。果たしてそうでしょうか。十三条、個人の尊重、幸福追求権、十四条、法の下の平等を考えれば、同性婚はむしろ現憲法下で要請されていると言えます。札幌地裁では、法の下の平等

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	に反するとの違憲判決も出ました。速やかに民法を改正し、婚姻における平等、同性婚を法制化すべきと考えます。

3.3　その他の政党の反応

札幌地裁の違憲との判決を受けてそれを是正すべきとの見解は、立憲民主党や社民党や日本共産党以外の野党の議員や政府与党の議員からも示されている。

3.3.1　日本維新の会

例えば、２０２１年3月２３日の参議院財政金融委員会では、音喜多駿議員（日本維新の会）が、札幌地裁判決を受けての政府の対応を問う中で、以下のような発言をした（甲Ａ８６５［２２頁から２３頁］）。

音喜多駿 日本維新の会	地裁の判決とはいえ、憲法十四条という憲法の中でも特に重要な権利侵害を指摘された点は重く受け止める必要が行政府にも存在します。 法を運用、執行している立場であり、法律起案権もある行政府の立場として本判決をどのように受け止めているのか伺います。また、本判決の解釈として、本判決の違憲状態を解消するためには、同性婚規定、これが求められていると考えられるのかどうか、法務省の見解をお伺いいたします。
	今答弁ありましたように、違憲判決は一部ですらも認められていないということですから、全く同等の同性婚が必要なのかどうかと、そうしたところにはいろいろな考え方もありますし、確定前ですから他の裁判の判決も含めて注視すると、そういったことだと思います。

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	ただ、今現時点でもこの差別的な取扱いをされてきた、されている、そう感じる同性パートナーの方々、もう一刻も早くそれを解消してほしいと願っているわけでありますので、その点やっぱりまず重く受け止めなければいけないと思います。

3.3.2　公明党

また、２０２１年４月１５日の衆議院憲法審査会では、國重徹議員（公明党）が、同年５月１９日の参議院憲法審査会では、平木大作議員（公明党）が、それぞれ札幌地裁判決を受けて、いわゆる同性婚についても真摯に議論をしていく必要があると述べた（甲Ａ８６６［８頁］、甲Ａ８６７［６頁］）。なお、下記で言及されている公明党の同性婚検討ワーキングチームは、札幌地裁判決（甲Ａ１７１）を受けて同年３月２４日に設置された（甲Ａ８６８）。

國重徹 公明党	（前略）先般の札幌地裁判決も、憲法二十四条一項について、多くの学説と同様、許容説に立ちました。そのため、同性婚が法制化されていない状態が直ちに二十四条一項に違反するものとはされておりません。 その上で、性的指向は自らの意思に関わらず決定される個人の性質であり、性別や人種などと同様、人の意思によって選択、変更できないものであることなど、様々な事実を挙げ、同性カップルに対して、婚姻によって生じる法的効果の一部すらも享受する法的手段を提供していないことは、憲法十四条一項に違反するとされました。

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	今後、立法府において、このような憲法制定時には想定されていなかった同性婚についても、真摯に議論をしていく必要があります。 我が党におきましても、先日、性的指向と性自認に関するプロジェクトチームの下､同性婚検討ワーキングチームが設置され、私がその座長に就任をいたしました。今日もこれに関する会議を開催いたしますが、議論の土台となる共通認識を確立しながら、着実に議論を進めていきたいと思います。
平木大作 公明党	家族の在り方をめぐって近年相次いで提起される違憲訴訟は、人々の価値観が多様化し、社会が大きく変化する中、国会が時代の価値観に合った立法に取り組んでいるのかを問う国民の声であります。とりわけ、本年三月、同性婚を認めていない民法などの規定は違憲で差別に当たるとした札幌地裁の判決を我々は重く受け止める必要があります。

3.3.3　政府の答弁

しかし、加藤官房長官（当時）は、札幌地裁判決（甲Ａ１７１）直後の２０２１年3月１７日午後の記者会見で「婚姻に関する民法の規定が憲法に反するものとは考えていない。」、「他の裁判所に係属中の同種訴訟の判断をまずは注視していきたい。」と述べた（甲Ａ２４３）[11]。

また、上記各党からの質問に対する政府の答弁も、従来と変わらず、他の裁判所に同種訴訟が係属していることから、まずはその判断等を注視していきたい、家族の在り方の根幹に関わる重要な問題、慎重な検討が必要というものであった（例えば、甲Ａ８６５［２３頁］）。

[11] 第１審原告ら第６準備書面第４の２（１）ス［３８頁］も参照。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

3.3.4　自民党

なお、自民党はいわゆる同性婚に反対の立場であるが（甲Ａ５４２[３頁]、甲Ａ５２５など）、２０２１年４月１６日の衆議院法務委員会では、自民党所属の稲田朋美議員から、以下のように、法律上同性のカップルに何も法的保障がない現状が違憲であるとの認識を覗わせる発言がされている（甲Ａ８６９［５頁］）。

稲田朋美 自民党	次に、先月、注目すべき判決が札幌地裁で出ました。これは、同性婚が認められていない民法と戸籍法の規定が憲法十三条、二十四条、十四条に違反するかが争われたものです。 （中略） 私は、この判決は非常に複雑な、しかし含蓄のある判決だと思います。つまり、性的指向は憲法十四条の問題であるとしながらも、同性婚を認めていないことそのものは憲法違反ではないと。つまり、現在の状況の中で立法裁量違反となるのは何一つ法的効果を認めていないことに限定をしております。 今、自民党では理解増進法を議員立法として提出しようと野党との協議にも入っておりますが、やはり平等な社会をつくっていく、また、多くの選択肢を与える社会をつくっていくためには何よりも理解を進めていくことが重要であって、理解が進んでいない現状における立法裁量の限界がどこなのかということをこの判決は示していると思います。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

４　東京地裁判決（一次）からＬＧＢＴ理解増進法の成立まで

4.1　２０２２年１１月　東京地裁判決（一次）直後

２０２２年１１月３０日、東京一次訴訟に関し、東京地方裁判所は、現行法上、同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害であり、個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえず、憲法２４条２項に違反する状態にあると判断した（甲Ａ３２２）。

この判決は国会でも取り上げられた。たとえば、石川大我議員（立憲民主党）は、２０２２年１２月８日の参議院法務委員会における齋藤健法務大臣（当時）に対する質問の中で、以下のように発言をした（甲Ａ８７０［３頁から４頁］）。

石川大我 立憲民主党	先週、十一月の三十日ですけれども、東京地裁でいわゆる同性婚訴訟の判決の言渡しがありました。私も、傍聴席で裁判長の言葉に耳を傾けると、そういう機会に恵まれました。判決の内容ですけれども、憲法二十四条二項に違反する状態、違憲状態というようなものでした。とても踏み込んだ内容だったので少し御紹介をしたいと思いますけれども、違憲状態というふうに言った部分ですね。 （以下、略）
	パートナーと家族になるための法制度をいかなる制度とすべきかについては、現行の婚姻制度に同性間の婚姻も含める制度とするのか、婚姻に類する制度とするのか、法的効果を現行の婚姻制度と全く同じものとするのかなどについて、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、また、子の福祉等にも配慮した上で、立法府において十分に議論、

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	検討がなされるべきであり、その立法裁量に委ねられているということで、まさに我々がしっかりとこれ議論をしていかなければならないというふうに思います。

しかし、これに対する政府の答弁は、同性婚制度又は婚姻に類する制度の導入の問題は我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題、同性婚に関する同種訴訟の動向、地方自治体におけるパートナーシップ制度の導入や運用の状況等をしっかり注視していく必要があるというものであった（甲Ａ８７０[３頁]）。

4.2　２０２３年１月から３月

いわゆる同性婚法制化については、２０２３年１月２３日から始まった第２１１回国会[12]でもたびたび取り上げられた。

4.2.1　衆議院予算委員会

例えば、同年２月１日の衆議院予算委員会で、西村智奈美議員（立憲民主党）は、岸田総理大臣（当時）に対する質問の中で、以下のように発言した（甲Ａ８７１［１８頁］）。

西村智奈美 立憲民主党	これは人権の問題なんですね、同性婚の合法化というのは。そういうふうに、極めて慎重な検討を要するという形で逃げ続ける。それは、先ほどの選択的夫婦別姓の議論でもそうです。逃げ続けるというのは､私はひきょうだというふうに思います。

また、同月９日の衆議院予算委員会で、同議員は以下のようにも発言している（甲Ａ控訴８７２［５頁］）

[12] 会期末は２０２３年６月２１日

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

西村智奈美 立憲民主党	私たちは、既に婚姻平等法案というのを国会に提出しております。 それは違憲ではないということ、憲法には反しないということで、令和三年の二月二十五日に予算委員会の第三分科会で尾辻かな子委員が質問しましたときに、衆議院法制局から答弁がありました。すなわち、日本国憲法は、少なくとも、同性婚を法制化することを禁止はしていない、すなわち、認めているとの許容説は十分に成り立ち得るというふうに答弁している。また、憲法十三条や十四条等の他の憲法条項を根拠として、同性婚の法制度化は憲法上の要請であるとするような考えなどは十分に成り立ち得るということで、衆議院の法制局、ちゃんと答弁をしております。　また、このところ出ている各地の同性婚に関する訴訟でも、憲法、法の下の平等、あるいは二十四条の第二項、これに照らして、違憲である、反するというような判決も出ておりますので、是非、そこのところはよくよく知っていただいて、共に、本当に一人一人の人権を守るための議論をさせていただきたい。強く申し上げて、時間になりましたので、質問を終わります。

さらに、他の日に開催された衆議院予算委員会（２月６日（甲Ａ８７３［８頁から１０頁、２１頁から２４頁、４１頁から４２頁］）、８日（甲Ａ８７４[１９頁から２１頁]）、２２日（甲Ａ８７５[１５頁から１６頁、２１頁、２４頁]）、２８日（甲Ａ８７６[１８頁から１９頁など]）でもとりあげられている。

4.2.2　その他の委員会

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

その他の委員会も同様である。２０２３年３月の参議院予算委員会では、例えば、同月１日（甲Ａ８７７[２頁から３頁]）、２日（甲Ａ８７８[１４頁、３６頁]）、３日（甲Ａ８７９[１１頁から１２頁]）、６日（甲Ａ８８０[１９頁、２２頁から２３頁]）、２８日（甲Ａ８８１[８頁、２１頁]）などの日に取り上げられている。

また、同年３月２日の衆議院憲法審査会（甲Ａ８８２[８頁から９頁]）などでも取り上げられた。

4.2.3　政府の答弁

２０２３年２月１日の衆議院予算委員会での西村智奈美議員（立憲民主党）からの質問に対し、岸田総理大臣は「全ての国民にとっても、家族観や、価値観や、そして社会が変わってしまう、こうした課題であります。」と答弁し（甲Ａ５４３）、批判されることとなった（甲Ａ５４５）。２０２３年２月３日の夜、荒井首相秘書官（当時）は、上記首相答弁に関連して、「社会の在り方が変わる。」「反対している人は結構いる。秘書官室は全員反対で、私の身の回りも反対だ。」「同性婚導入となると、社会のありようが変わってしまう。国を捨てる人もいる。」「僕だって見るのも嫌だ。隣りに住んでいるのもちょっと嫌だ。」と発言し、更迭された（甲Ａ５４４、甲Ａ５４７）[13]。

上記４．２．１、４．２．２で触れたその他の質問に対する政府の答弁は相変わらず、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するというものであった（例えば、甲Ａ８７３[２１頁]、甲Ａ８７４[２０頁]、甲Ａ８７５[２１頁]など）。

---

[13] 第１審原告ら第３１準備書面第２の２（１）［１０頁から１５頁］も参照。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

4.3　２０２３年３月　婚姻平等法案の第２回目の提出

２０１９年婚姻平等法案が審議未了のまま、２０２１年１０月の衆議院解散により廃案となったため、２０２３年３月６日、立憲民主党と社民党は、２０２３年婚姻平等法案を衆議院に提出した（甲Ａ５２３）。同月２９日には、日本共産党が別の２０２３年婚姻平等法案を参議院に提出した（甲Ａ５２４）。廃案となった２０１９年婚姻平等法案と同様、いわゆる同性婚の法制化は人権の問題であり、憲法の基本原理である「個人の尊重」（憲法１３条）及び「法の下の平等」（憲法１４条）の観点から要請されるとの認識を前提としたものである（甲Ａ５２３）。

上記のうち、立憲民主党・社民党案は衆議院法務委員会に付託されたものの、審議未了のまま（甲Ａ８８３）、２０２４年１０月の衆議院解散により廃案となった。また、日本共産党案は委員会への付託すらされなかった（甲Ａ８８４）。

4.4　２０２３年５月　名古屋地裁判決、同年６月　福岡地裁判決直後

２０２３年５月３０日、名古屋地方裁判所は、民法及び戸籍法の諸規定は、同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていないという限度で、憲法２４条２項及び１４条１項に違反すると判断した（甲Ａ４５７）。２０２３年６月８日、福岡地方裁判所は、民法及び戸籍法の諸規定は、同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益の一切を認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になる手段を与えていない限度で憲法２４条２項に違反する状態にあるとした（甲Ａ４５６）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

名古屋地裁判決が明確に違憲との判断を下したことを踏まえ、国会においても、２０２３年６月１日の参議院法務委員会では、福島みずほ議員（社民党）から（甲Ａ８８５［３頁］)、同月２日の衆議院法務委員会では、本村伸子議員（日本共産党）から（甲Ａ８８６［１６頁］)、いわゆる同性婚の法制化を進めるべきだとの意見が出された。

しかし、これらの質問や意見に対する政府の答弁は、現段階では確定前の判決であり、同種訴訟の判断も注視をしていきたいというものであった（同上）。

4.5　２０２３年６月　いわゆるＬＧＢＴ理解増進法の成立

２０２３年６月、いわゆるＬＧＢＴ理解増進法が衆議院・参議院での賛成多数で、可決され、同月２３日、公布された。これにより、国権の最高機関たる立法府自身の手によって、日本の法体系上、性的指向やジェンダーアイデンティティに基づく差別が許されないこと、何よりも、性的少数者がかけがえのない個人として尊重されることが、より明確にされた。

同法案を審議する過程において、斎藤アレックス議員（国民民主党）は、２０２３年６月９日の衆議院内閣委員会で、以下のような意見を述べた（甲Ａ８８７［８頁］）。

斎藤アレックス 国民民主党	先ほど堀場委員のお話の中にもありましたけれども、同性婚も含めて、しっかりと皆様が安心して自分のパートナーと生活を送れる、そして差別することがない、されることがない社会を築いていかなければならないというふうに考えております。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

５　２０２４年３月　本件の第一審判決＆札幌高裁判決直後

２０２４年３月１４日、本件の第一審判決及び関連訴訟の札幌訴訟に関し札幌高裁判決（甲Ａ６０３）が下された。札幌高裁判決は、異性間の婚姻のみを定め、同性間の婚姻を許さず、これに代わる措置についても一切規定していない点において、民法・戸籍法の規定は憲法２４条、１４条１項に違反するとの明確な違憲判決であった。

これを受けて、国会でも質問がされ、与党や野党の議員からいわゆる同性婚の法制化は性的少数者の人権問題であり、判決により指摘された違憲の状態を早急に是正すべきだとの指摘が相次いだ。その主な例を挙げると下記のとおりである。

5.1　参議院予算委員会

２０２４年３月１５日の参議院予算委員会では、石川大我議員（立憲民主党）、小池晃議員（日本共産党）から以下のような質問がなされた（甲Ａ８８８［１９頁、４６頁］）。

石川大我 立憲民主党	昨日の札幌高裁で明快な違憲判決が出ました。高裁は、憲法二十四条一項は、異性間の婚姻のみならず、同性間の婚姻についても異性間の場合と同じ程度に保障していると考えることが相当と判示をしました。このほかにも、二十四条第二項、そして十四条に照らしても違憲だというふうに言っておりまして、原告の皆さんから喜びの声が上がっています。 原告の皆さんの声です。社会の中でいないものとされていると毎回実感させられてきた、同性カップルにも、この国で家族として、夫婦として生きていっていいと言ってくれる、本当に前向きな励まされる判決だった。原告のまた別の方ですけれども、思った以

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	上の判決が出て泣いてしまいました､司法が積極的に同性間の婚姻を進めようという意思を感じました､この判決を是非国会議員の皆さんにも見ていただいて､賢明な判断をしていただきたいと思いますというふうにおっしゃっています。 総理、これ同性婚、いいかげん導入すべきではないでしょうか。国会図書館調べで、三十六か国そして地域、これが同性婚を認めています。総理、同性婚、導入すべきなのでしょうか。また、こうした原告の皆さんに何かメッセージないでしょうか。
小池晃 日本共産党	昨日は札幌高裁で､同性婚認めないのは婚姻の自由を認めた憲法に違反するという判決が出ました｡ここでも立法府の責任が問われていると思います。 多様性を認め､国際水準のジェンダー平等を認める国へ前進することを強く求めて、質問を終わります。

しかし、政府の答弁は、現段階では確定前の判決であり、同種訴訟の判断も注視をしていきたいというものであった（同上）。

5.2　衆参法務委員会

２０２４年３月１５日の衆議院法務委員会でも、道下大樹議員（立憲民主党)から以下のような質問がなされた(甲Ａ８８９［１０頁から１１頁])。

道下大樹 立憲民主党	東京地裁で二年前に違憲状態、名古屋地裁では違憲、福岡地裁では違憲状態、東京地裁では違憲状態ということで、今、司法の判断は､同性婚を民法等で認めないのは違憲若しくは違憲状態であるという大きな流れができております。(中略) 是非、法務大臣、政府から、同性婚を認める民法改正を出しましょうよ。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

	国会での議論もありましたけれども、この法務委員会には、我が党が昨年三月に、民法の一部を改正する法律案、いわゆる婚姻平等法を提出しております。先ほど、早稲田大学の棚村先生が、国会や政府は重く受け止め、早急に議論を進めるべきということでありますけれども、これについて我が立憲民主党は、この婚姻平等法を既に昨年提出をしておりますし、それに対して、本会議で趣旨説明を要求しているのは、維新さん、共産党さん、そして国民さんということで、野党はもうこの法案を議論しましょうと言っているんです。国会で議論を止めているのは、政府や与党ではないかというふうに私は思うんです。 是非、法務大臣、閣法で出さなければ、国会で我々が出している婚姻平等法案の議論をしましょう。よろしくお願いします。

また、同年３月２２日の参議院法務委員会でも、石川大我議員（立憲民主党）から以下のような質問がなされた（甲Ａ８９０［３１頁から３２頁］）。

石川大我 立憲民主党	札幌高裁ですね、明快な違憲判決が出ました。憲法二十四条一項、憲法二十四条一項は、異性間の婚姻のみならず、同性間の婚姻についても異性間の場合と同じ程度に保障していると考えるのが相当という非常に分かりやすい判決が出ました。 是非、これを受けて、法務大臣、同性婚の制度、もうそろそろ日本にも実現すべく検討を始めた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

その後も、例えば、同年３月２６日の衆議院法務委員会において道下大樹議員（立憲民主党）と本村伸子議員（日本共産党）が（甲Ａ８９１［１２頁から１４頁、１９頁］）、同年４月１１日の参議院法務委員会と

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

同年５月２３日の参議院法務委員会において石川大我議員（立憲民主党）が（甲Ａ８９２［７頁から８頁］、甲Ａ８９３[３頁から６頁]）、同月５月２９日の衆議院法務委員会において山田勝彦議員（立憲民主党）が（甲Ａ８９４［８頁から９頁］）、それぞれ違憲の状態を是正するためにいわゆる同性婚を法制化すべきだとの趣旨の質問を行った。

しかし、これに対する政府の答弁は、相変わらず、我が国の家族の在り方の根幹に関わるそういう問題であって、注意深く状況を見守っていきたいというものであった（例えば、甲Ａ８９０[３２頁]）。

5.3　衆議院憲法審査会

また、２０２４年４月１８日には、衆議院憲法審査会において、政府与党の議員である國重徹議員（公明党）から以下のような意見が表明された（甲Ａ８９５［４頁］）。

國重徹 公明党	少数者の権利保障は司法だけの役割ではなく、むしろ、まずは我々立法府こそが矜持を持って取り組むべき課題です。基本的人権の保障は日本国憲法の三大原理の一つであり、多数派原理に基づいて運営される国会も、憲法の規定にのっとって、少数者の権利を守る立法を行う責務を負っております。仮に、この責務を怠り、最高裁で国会の立法不作為を非難されることがあれば、それは立法府として恥ずべきことです。さきの札幌高裁判決は、同性婚が根源的には個人の尊厳に関わる事柄であると指摘をしています。この判決を始めとする司法からのメッセージを踏まえ、国会は、最高裁の判決を待たずに、不利益を受けている方々の状況について理解を深めながら、真摯な議論と具体的な対策を進める必要があります。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

5.4　犯給法最高裁第３小法廷判決関連

２０２４年３月２６日、犯給法５条１項１号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったもの」に該当するかどうかが争われた事案に関し、最高裁判所第３小法廷は判決を下し、「犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたもの』に該当しないものとすることは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法５条１項１号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。」との判断を示した（甲Ａ６３９［４頁］）

上記判決を受けて、国会でも関連する質問がなされた。例えば、２０２４年４月９日、第２１３回参議院内閣委員会において、井上哲士議員（日本共産党）から、上記判決を受けて警察庁はどのような対応を行っているか質問がなされた。これに対し、国家公安委員長は「警察庁におきましては、犯罪被害者等給付金の裁定事務を担う各都道府県警察に対しまして、最高裁判所の判決内容を周知するとともに、死亡した犯罪被害者と同性であったことのみを理由に不支給裁定とすることのないように文書を発出したところでございます。」と答弁した（甲Ａ８９６[１２頁]）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

６　東京高裁判決（一次）・福岡高裁判決前後

6.1　自民党総裁選前後

石破茂議員（自民党）は、２０２４年８月に出版された著作「保守政治家　わが政策、わが天命」において、いわゆる同性婚について触れ、「あくまでも（憲法が掲げる）基本的人権の保障という観点から、権利を阻害されている国民が存在する以上は、最高裁の判決を待つまでもなく早急な法制化が必要ではないか」との認識を示した。また、同書で、憲法２４条１項の「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」との規定について、旧民法下で婚姻に戸主の同意が必要だった経緯を踏まえ、第三者の意思で婚姻が妨げられないとの趣旨で、「両性」は「当事者」と解するべきではないかとも指摘した。さらに、同年９月１１日放送のラジオ番組では「世の中にＬＧＢＴの方々は相当数いる。同性婚を認められないことで不利益を受けているとすれば、救済する道を考えるべきだ」と発言した（甲Ａ８９７）。

同議員は、２０２４年９月２７日に自民党の総裁に選出され、同年１０月１日に内閣総理大臣に就任した。

6.2　東京高裁判決（一次）・福岡高裁判決

２０２４年１１月３０日、東京一次訴訟に関し、東京高等裁判所が、現行の法令が、民法及び戸籍法において男女間の婚姻について規律するにとどまり、同性間の人的結合関係については、婚姻の届出に関する民法７３９条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別的取扱いをするも

【有償配布 や Web(ホームページ，ブログ，facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

のであって、憲法１４条１項、２４条２項に違反するとの判断を下した（甲Ａ７１０）。

また、同年１２月１３日には、九州訴訟に関し、福岡高等裁判所が、幸福追求権としての婚姻の成立及び維持について法制度による保護を受ける権利は、憲法１３条によって保障され、裁判上の救済を受けることができる具体的な権利であり、同性のカップルについて婚姻を認めていない本件諸規定は、同権利を侵害し、憲法１３条、１４条１項及び２４条２項に違反するとの判断を下した（甲Ａ８３５）。

6.3　石破総理大臣（当時）の答弁と高市政権の誕生

同年１２月５日の衆議院予算委員会で、岡本あき子議員（立憲民主党・無所属）からいわゆる同性婚の法制化に取り組む決意はないかと聞かれ、石破総理大臣（当時）は「この同性婚の導入というものは、親族の範囲、また、そこに含まれる方々の間にどのような権利義務関係を認めるかという、割と国民生活の基本に関わる点でございます。その点をよく精緻に検討していく必要があると思っております。」という従前の政府答弁を繰り返した後に、自身の言葉で「同性婚が認められないことによってそういう方々がどういう思いを持っておられるのかということも、私自身はそういう方々の声は聞いて承知をいたしております。そういう方々の人権というものは最大限に尊重されなければならない、当然のことだと思っております」と答弁した（甲Ａ８９８）。このように、いわゆる同性婚の導入は性的少数者の人権の問題であるという認識は、国会議員であり、行政府の長である総理大臣にも共有されるに至っている。しかし、自民党はいわゆる同性婚に反対であり、政府としての見解も従前どおりであった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
東京二次訴訟上告審提出の書面です。

そして、いわゆる同性婚の法制化について検討は開始されないまま、石破政権は終了した。

その後、２０２５年１０月、自民党からいわゆる同性婚に対して反対の立場をとる高市早苗を総理大臣とする高市政権が誕生し、自民党は変わらずいわゆる同性婚に反対する姿勢でおり、いわゆる同性婚が法制化される見込みが全く立たない状況に変化はない。

以　上